

# **南相馬市新庁舎建設基本計画（素案）**

**【市民検討委員会報告】**

平成31年3月19日

# ＜目次＞

<b>序章 はじめに</b>	1
1 検討の経緯	1
2 基本計画の目的・位置づけ	2
<b>第1章 新庁舎建設の必要性</b>	3
1 現庁舎の現状・課題	3
2 現庁舎の利用状況	8
3 新庁舎建設の必要性	10
<b>第2章 新庁舎建設の基本理念</b>	11
1 上位・関連計画	11
2 基本理念	13
3 基本方針	15
4 導入機能・施設の基本的な考え方	16
<b>第3章 新庁舎建設場所</b>	18
1 基本的条件	18
2 建設場所の基本的な考え方	22
3 建設場所選定の流れ	23
4 新庁舎建設場所の評価結果	27
<b>第4章 新庁舎の規模想定</b>	34
1 新庁舎に配置予定の組織等	34
2 新庁舎の各フロア構成の考え方	35
3 将来人口及び職員数の想定と庁舎面積	37
4 駐車場の整備	41
<b>第5章 新庁舎の敷地利用方針</b>	43
1 敷地利用方針	43
<b>第6章 新庁舎施設・機能計画</b>	44
1 新庁舎施設・機能計画の考え方	44
2 新庁舎施設・機能の方針	45
<b>第7章 事業計画</b>	50
1 概算事業費	50
2 建設費の財源	50
3 事業手法	51
4 事業スケジュール	51
5 既存施設の利活用	52
<b>付属資料</b>	53
1 南相馬市新庁舎建設基本計画策定市民検討委員会の概要	53

# 序章 はじめに

## 1 検討の経緯

---

本市の市政執行の中核を担う本庁舎は、市民のシンボルとして永く市民に親しまれるものとして、当時では最新の技術と技量を駆使し昭和43年に建築されました。その後、時代の行政需要に対応するため度々増改築を行うとともに、分庁舎の増設を行いながら現在に至っています。

本庁舎は、建設から約50年が経過し、老朽化の進行とともに維持補修経費が年々増えています。また、庁舎の増改築や増設により5つの庁舎に窓口が分散していることや、バリアフリー対策が不十分であるために市民サービスの低下を招いていること、さらに執務スペースが狭隘なため多様化する市民ニーズに対応できていないことなど、本市の庁舎は様々な問題を抱えています。

このような問題の解消に向けては、市民サービスの向上を図るとともに、東日本大震災の経験から防災拠点としての機能強化など、新たな行政需要にも対応した効率的・効果的な庁舎機能が求められますが、既存庁舎の改修では物理的に対応しきれないため、平成28年度に庁内職員による新庁舎建設庁内課題検討委員会を設置し、現庁舎が抱える課題の洗い出しや新庁舎に求められる機能等について検討を行ってきました。

平成29年度には、副市長を委員長とし、関係部長により構成する新庁舎建設庁内検討委員会を設置し、行政内部により南相馬市新庁舎建設基本構想を取りまとめました。また、平成30年度には市民検討委員会を設置して計画検討を行うとともに、市民アンケート調査等を実施して、市民意見を反映した南相馬市新庁舎建設基本計画【市民検討委員会報告】を取りまとめました。

今後、本報告を基本として行政内部で検討していただき、南相馬市新庁舎建設基本計画として取りまとめ願います。

## 2 基本計画の目的・位置づけ

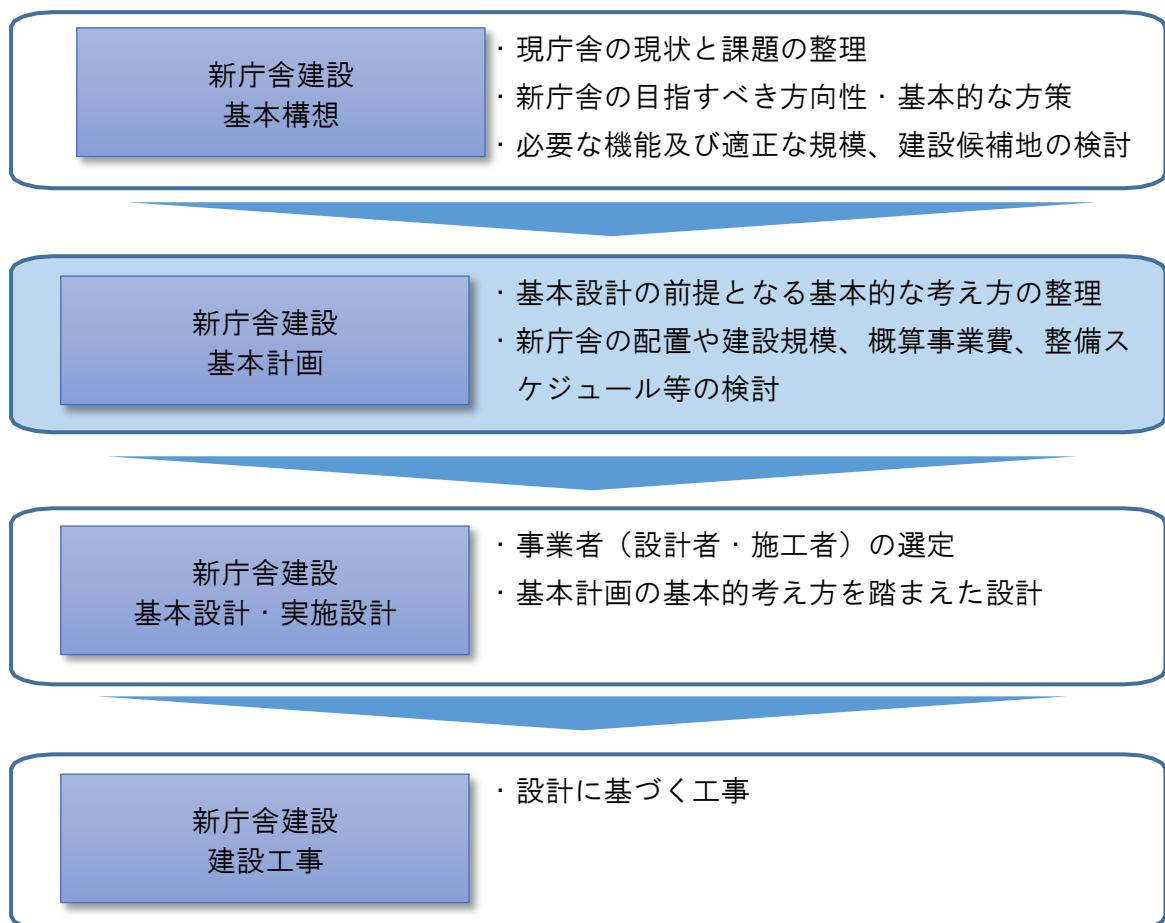
### (1) 基本計画の目的

基本計画は、基本構想を踏まえ、現庁舎の課題、新庁舎の必要性、基本理念、付加する機能など、基本設計の前提となる基本的な考え方を整理した上で、新庁舎の配置や建設規模、概算事業費、整備スケジュール等を示すことを目的とします。

なお、基本計画の策定に当たっては、庁舎建設に関する市民アンケートを実施するとともに、市民を中心とした検討会を設置し、より市民ニーズを反映した具体的な機能等について協議を進めていきます。

### (2) 基本計画の位置づけ

基本計画の位置づけは以下のとおりです。



# 第1章 新庁舎建設の必要性

## 1 現庁舎の現状・課題

現在の本庁舎は、鉄筋コンクリート造地上4階・地下1階建てで昭和43年に建設されましたが、その後の行政需要の拡大に伴う職員数の増加等により、段階的に西庁舎、東庁舎と建設を進め、今では5つの庁舎による分散型配置（下表）となっています。

### <現庁舎の概要>

名称	構造	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築年度	耐用年数	主な配置部	備考
本庁舎	鉄筋コンクリート造	地階	809.25	昭和43年度	総務部 市民生活部 建設部 会計・議会 選挙管理委員会 教育委員会事務局	現状:雨漏り・配管腐食など
		1階	1,033.16			
		2階	977.62			
		3階	779.76			
		4階	813.21			
		塔屋	0.77			
		計	4,413.77			
西庁舎	鉄筋コンクリート造	1階	253.76	昭和52年度	復興企画部	現状:タイル剥離・配管水漏れ
		2階	249.01			
		3階	249.01			
		計	751.78			
東庁舎	鉄骨造	1階	547.45	平成9年度	健康福祉部 監査委員	現状:内壁下側腐食など
		2階	502.11			
		計	1,049.56			
北庁舎	軽量鉄骨造	1階	485.31	平成26年度	経済部 農業委員会	※復旧復興のための人員増に伴い会議室で執務を行っていたことから、環境改善のため仮設庁舎として整備
		2階	484.46			
		計	969.77			
南分庁舎	鉄筋コンクリート造	平屋	533.46	昭和54年度	建設部 (上下水道)	一部コンクリートブロック造 現状:雨漏り
		計	533.46			
合 計		7,718.34				

## <本庁5庁舎の位置図>



また、現庁舎は老朽化の進行に加え、建設当時には想定していなかったＩＴ<sup>1</sup>化やバリアフリー<sup>2</sup>化への対応など、多様化するニーズに対応できない状況にあります。

のことから、市民アンケート結果等をとおして現庁舎の現状を把握し、次のとおり課題を整理します。

1　ＩＴ：コンピューターの機能やデータ通信に関する技術のこと

2　バリアフリー：障がい者や高齢者、子供が生活するうえでの障壁を取り除くこと

## (1) 分散配置による市民サービスの低下

分散配置により窓口が分かれているため、市民はそれぞれの庁舎に足を運ばないと用件を済ますことができず、市民の利便性と行政効率の低下を招いています。また、行きたい部署がどこにあるか分かりにくいくとについても、市民は不満を感じています。

駐車スペースが不十分なことについては、市民の不満が最も大きく、繁忙期には来庁者に対し不便をきたしています。



本庁舎・西庁舎・駐車場の状況

### 【課題】

- 窓口を集約することによる市民の利便性の向上
- 行政事務の効率化
- 十分な駐車スペースの確保

## (2) 老朽化による機能性・経済性の低下

建物本体は、老朽化の進行により随所に剥離、雨漏りが見られるとともに、給排水設備や空調設備においても、老朽化が著しく、頻繁に補修しなければならない状況になっています。また、OA機器や電話、電源の配線により、床にモールが張り巡らされているため、段差が生じ通行等に支障をきたしている状況となっています。



雨漏れ時の天井

### 【課題】

- 施設設備の維持補修費の縮減
- IT化の発展に対応できる柔軟な設備設置のための環境整備
- パソコンや電話、電源等の配線による段差解消による移動安全性の確保

### (3) 災害時の拠点としての機能不足と耐震性への不安

本庁舎は地震や水害等の災害発生時の災害対策拠点としての重要な役割があり、市民からも当該機能が重要視されていますが、情報集約に配慮した災害対策本部室など、求められる機能が不足しているため、その役割を十分に果たすことが難しい状況となっています。特に非常用電源は、太陽光パネルによる蓄電のみにとどまり、利用できる範囲が限定されているため、全庁的な電源確保が難しい状況です。

なお、本庁舎は平成20~21年度に耐震工事を行ったものの、改修後使用に耐えられる年数は一般的に20年程度であることから、既に10年が経過しているとともに、東日本大震災の影響による耐震性の低下が憂慮されている状況です。



本庁舎のクラックの状況

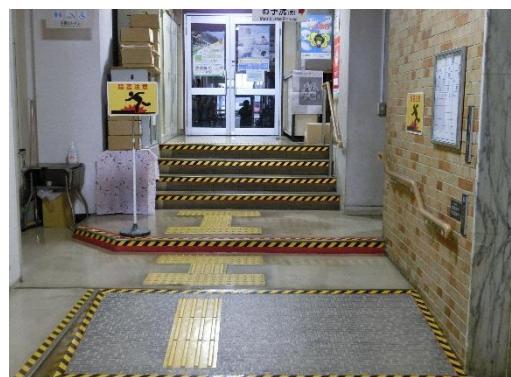
#### 【課題】

- 非常時であっても、一定時間対応できる電力の確保
- 非常時に会議を開催できるスペースの確保
- 市民の生命と財産を守る防災拠点としての庁舎の耐震性の確保

### (4) バリアフリー・ユニバーサルデザイン<sup>3</sup>への対応が不十分

現庁舎には構造上解消できない段差があるなど、バリアフリー対策が不十分であり、市民も通路やトイレのバリアフリーへの対応について不満を感じています。

また、建物の構造上、ユニバーサルデザインに柔軟に対応できない部分があるとともに、親しみのある意匠やしつらえが不足しています。



バリアフリー対策が困難な箇所

#### 【課題】

- 高齢者や障がい者にもやさしい段差解消等のバリアフリーの対応
- 誰もが親しみを持ち利用しやすい庁舎、わかりやすいピクトサイン<sup>4</sup>などユニバーサルデザインへの対応

<sup>3</sup> ユニバーサルデザイン：誰にとっても利用しやすい建物、空間デザインの考え方、バリアフリーの進化形のこと

<sup>4</sup> ピクトサイン：何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号（マーク）のこと

## (5) 狹あいなスペースによる不安

建物が狭あいなため窓口でのプライバシーへの配慮、待合所や執務室、相談室等のスペースを確保することが困難な状況となっています。

また、本市の拠点施設として、3区の市民が集い、交流できるスペースも不足しています。

執務スペースには耐震用ブレースが設置されているため、柔軟な机の配置の妨げとなっています。



狭あいな通路兼相談窓口



狭あいな執務室

### 【課題】

- 窓口対応時等のプライバシーへの配慮及び個人情報の保護への対応
- 待合室、執務室、書庫、市民交流の場等のスペースの確保
- 柔軟性のある机の配置の実現

## (6) 庁舎内のセキュリティ機能への不安

庁舎内には、市民生活に関わる多くの機能や重要な情報が蓄積されているため、これらを守る必要がありますが、建物の構造上対応できない状況です。



1階窓口広場及び受付窓口の状況

### 【課題】

- 執務室の確実な施錠等によるセキュリティの確保
- 出入口の統一や防犯カメラの設置等による安全対策の充実

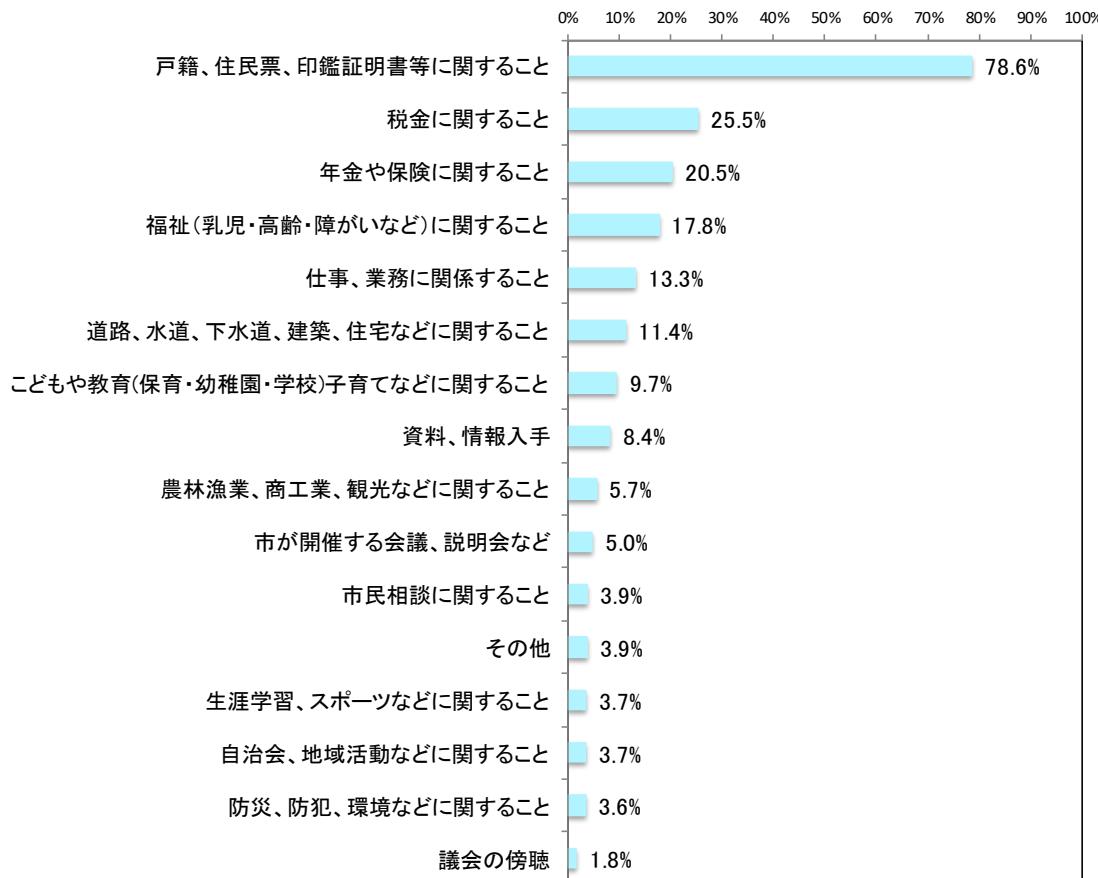
## 2 現庁舎の利用状況

現在の本庁舎等の利用状況について、市民アンケート結果により示します。なお、市民アンケートの調査概要は以下のとおりとなります。

発送日	平成 30 年 6 月 25 日	回収期限	平成 30 年 7 月 9 日
対象者	18 歳以上の市民 8,000 人 (無作為抽出)	方法	郵送による配布・回収
有効回答数	2,852 通	回収率	35.7%

### (1) 来庁の目的

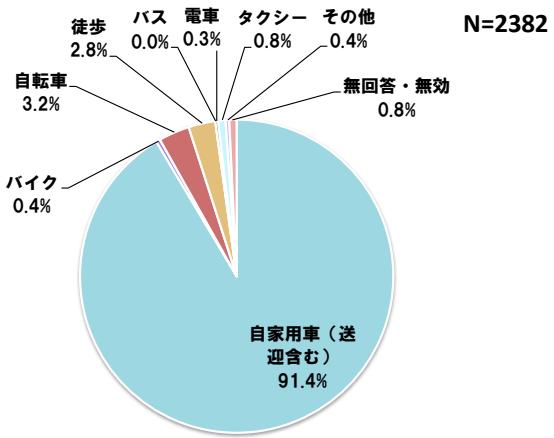
来庁の目的は、「戸籍、住民票、印鑑証明書等に関すること」が約 79% で最も多く、次いで「税金に関すること」が約 26%、「年金や保険に関すること」が約 21% となっています。



N=2382

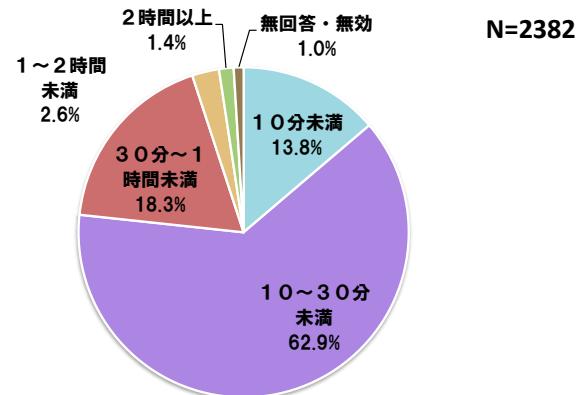
## (2) 来庁の交通手段

来庁の交通手段は、「自家用車（送迎含む）」が約 91%で最も多い、次いで「自転車」が約 3%、「徒歩」が約 3%となっています。



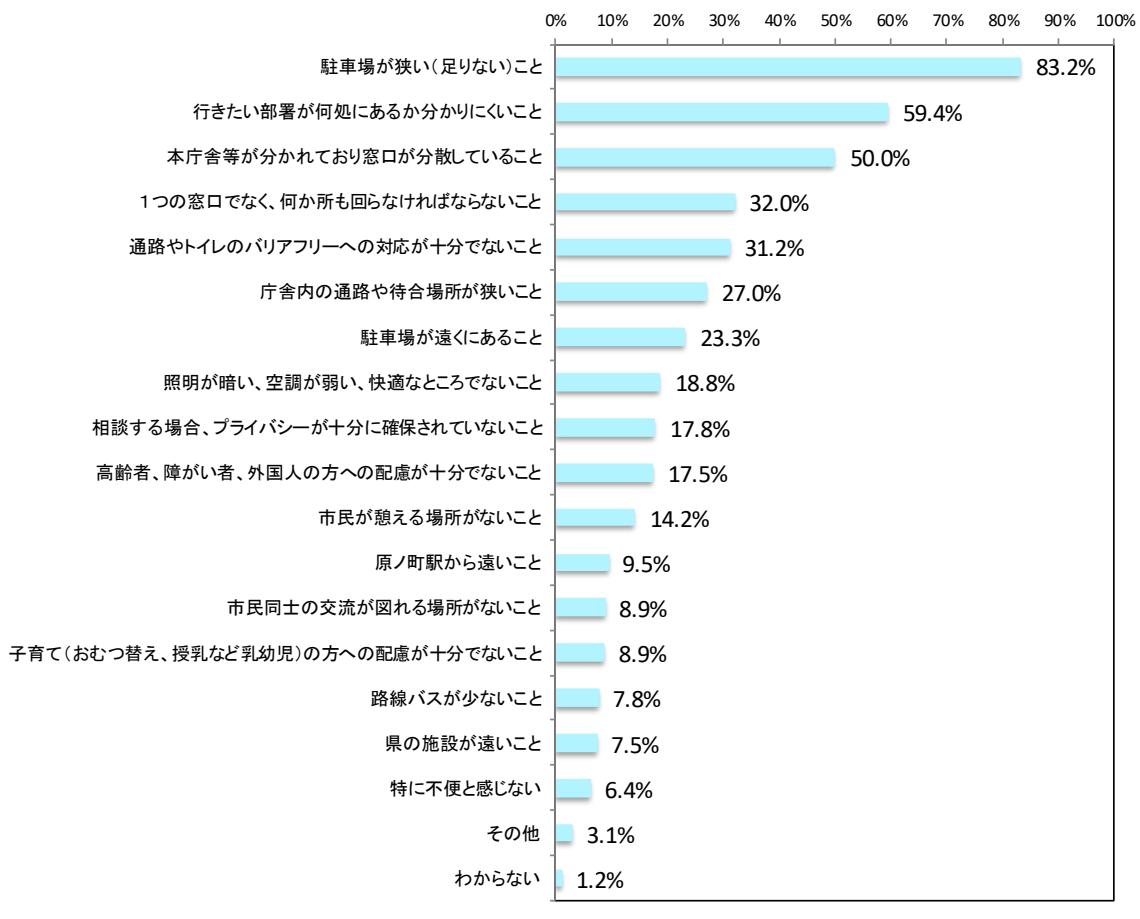
## (3) 来庁の滞在時間

来庁の滞在時間は、「10～30分未満」が約 63%で最も多い、次いで「30分～1時間未満」が約 18%、「10分未満」が約 14%となっています。



## (4) 庁舎への不満

庁舎への不満は、「駐車場が狭い（足りない）こと」が約 83%で最も多く、次いで「行きたい部署が何処にあるか分かりにくいこと」が約 59%、「本庁舎等が分かれており窓口が分散していること」が約 50%となっています。



### 3 新庁舎建設の必要性

---

現庁舎は、建設から相当の年数が経過したことにより、庁舎機能の根幹に関する多くの課題を抱えながらも、事務改善による業務の効率化や設備補修等を度々行い、市民サービスが低下しないよう対応に努めてきたところです。

しかしながら、前述のとおり庁舎が分散されていることに伴い、市民にとって利便性が低下しているとともに、老朽化した庁舎では限られた範囲での応急措置的な対応にとどまり、物理的にも機能的にも根本的には解決に至らず、災害時の拠点となるべき庁舎が安全・安心な建物とは呼べない状況です。

このようなことから、特に以下についての対応が求められています。

- ・市民の利便性を向上させるための環境整備
- ・安心して庁舎を利用できる環境整備
- ・非常時における災害対策拠点としての機能強化のための環境整備

さらに、市民のニーズ・時代のニーズに即し、適切な市民への対応、行政効率の向上を図るためにも、安全・安心で誰もが利用しやすい新たな庁舎の整備が必要です。

## 第2章 新庁舎建設の基本理念

### 1 上位・関連計画

新庁舎建設にあたっては、上位・関連計画の趣旨を踏まえて検討を行うとともに、これら計画との整合を図っていくものとします。

#### (1) 新市建設計画（平成28年3月改訂）

##### ①計画の趣旨

南相馬市新市建設計画は、小高町、鹿島町、原町市の3市町からなる新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画の実現に努めることにより3市町の地域の特性をいかし、速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展、個性的で魅力あるまちづくりを目指すものです。

##### ②新市・合併の基本理念

新市建設計画を策定するにあたって、3市町の新市・合併の基本理念を次のとおり設定し、これを全体の基調として定めることとしました。

##### <新市・合併の基本理念>

###### ①合併後もそれぞれの地域の主体性を尊重する地域分権・分散型の合併をめざします。

地域のことは地域で検討し決定する権限や予算枠等を各地域で持つ地域分権制度・体制の確立を図り、それぞれの地域の主体性を尊重するまちづくりを進めます。

###### ②地域の特性を残す、生かす、伸ばす合併をめざします。

各地域の自然条件や独自の歴史的経緯等から形成されてきた農業・福祉など特色ある施策や地域の伝統行事・祭り、コミュニティ活動は大切に引き継ぎ、地域の良さを一層伸ばすよう努めます。

###### ③地域が互いに補完しあい、貢献しあう地域間ネットワーク型の合併をめざします。

農村地域と漁村地域と市街地地域、高齢者と地域住民など、関係する地域・人・団体等が連携ネットワーク化を図り、互いに助け合い、支え合うまちづくりを目指します。

### ③本庁舎・区役所庁舎施設の再配置整備の推進

現庁舎の活用等による新市の本庁舎・区役所庁舎の再配置整備を図るとともに、計画的に整備・改修・設備更新等を進めます。

#### ＜主要事業の内容＞

- 新市の本庁・区役所の再配置整備事業の推進
- 小高区役所庁舎建設事業の推進（消防分署と併設）
- 既存区役所庁舎の耐震改修整備事業の推進
- 本庁舎建設事業の推進

## （2）復興総合計画（平成 27 年 3 月策定）

### ①10 年後（平成 36 年度）の将来像

**みんなでつくる かがやきとやすらぎのまち 南相馬  
～ 復興から発展へ ～**

### ②将来像の趣旨

若者が増え、地域産業を再生するとともに子どもたちの笑顔によってまちの「かがやき」を取り戻し、放射線被ばくへの不安を払拭し、医療・介護資源の確保を図ることなどにより、自然や人とのふれあいの中で「やすらぎ」が感じられ、地域コミュニティの再生・再構築を図りながら市民自治を醸成し、市民との協働により「みんなでつくる」南相馬を目指すものです。

また、復興施策を着実に進めることで、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間で本市の更なる発展への基礎をつくり、全ての市民が幸せを実感できるまちを目指します。

## （3）公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定）

### ①計画策定の目的

公共施設等総合管理計画は、本市の公共施設等の全体の状況を把握し、全市的・長期的な視点を持って、公の施設等の見直し・配置の最適化と効率的な施設の保全管理を進めることで、財政負担の軽減と平準化をはかり、持続可能な南相馬市の実現を目的としています。

## ②公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理に関する基本的な考え方として示されている基本方針は以下のとおりです。

### ＜基本方針＞

- 施設保有量の最適化
- 予防保全的管理による長寿命化
- 市民ニーズに対応した施設の活用
- 民間活力を生かした取組の推進
- 次世代負担を見据えた施設マネジメントの推進

## ③庁舎等の管理に関する基本的な考え方

市役所庁舎は更新の予定はあるものの、市民サービス・防災拠点としての重要な役割を持つことから、安全対策を考慮しながら、必要な修繕については実施していくものとします。小高区役所・鹿島区役所については、本庁舎の更新と併せ、機能の移管等についても検討を行います。

## 2 基本理念

本庁舎建設事業の推進が新市建設計画に位置づけられていることから、新庁舎を新市建設における拠点施設とともに、長期的な視点を持って、これから持続可能な公共施設のあり方を体現する施設とします。

また庁舎は、多くの市民が利用する施設であることから、使いやすく親しみを持てる新庁舎であるとともに、効率的な行政サービスを提供するものとし、市民の安全・安心な暮らしを支える機能を備え、市民が誇りを持てる施設とします。

以上の内容を踏まえ、現庁舎の現状・課題に対応して、基本理念を次のとおり定めます。

## 現庁舎の現状・課題

## 基本理念

### (1) 分散配置による市民サービスの低下

- 窓口を集約することによる市民の利便性の向上
- 行政事務の効率化
- 十分な駐車スペースの確保

### 1 市民が利用しやすい庁舎

### (2) 老朽化による機能性・経済性の低下

- 施設設備の維持補修費の縮減
- IT化の発展に対応できる柔軟な設備設置のための環境整備
- パソコンや電話、電源等の配線による段差解消による移動安全性の確保

### 2 行政事務の機能性・効率性の良い庁舎

### (3) 災害時の拠点としての機能不足と耐震性への不安

- 非常時であっても、一定時間対応できる電力の確保
- 非常に会議を開催できるスペースの確保
- 市民の生命と財産を守る防災拠点としての庁舎の耐震性の確保

### 3 災害対応の拠点施設となる安全な庁舎

### (4) バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応が不十分

- 高齢者や障がい者にもやさしい段差解消等のバリアフリーの対応
- 誰もが親しみを持ち利用しやすい庁舎、わかりやすいピクトサインなどユニバーサルデザインへの対応

### (5) 狹あいなスペースによる不安

- 窓口対応時等のプライバシーへの配慮及び個人情報の保護への対応
- 待合室、執務室、書庫、市民交流の場等のスペースの確保
- 柔軟性のある机の配置の実現

### 4 環境にやさしく経済性を考慮した庁舎

### (6) 庁舎内のセキュリティ機能への不安

- 執務室の確実な施錠等によるセキュリティの確保
- 出入口の統一や防犯カメラの設置等による安全対策の充実

### 3 基本方針

4つの基本理念を実現させるため、基本方針を次のとおり定めて、新庁舎の建設を目指します。

#### 1 市民が利用しやすい庁舎

＜基本方針＞

- ◆将来にわたりより良い行政サービスを提供できる庁舎
- ◆市民が気軽に利用できる庁舎
- ◆ユニバーサルデザインを導入した庁舎

#### 2 行政事務の機能性・効率性の良い庁舎

＜基本方針＞

- ◆プライバシーに配慮した庁舎
- ◆組織改革に柔軟に対応できる庁舎
- ◆セキュリティ機能を充実させた庁舎

#### 3 災害対応の拠点施設となる安全な庁舎

＜基本方針＞

- ◆耐震性を備えた安心できる庁舎
- ◆行政機能が維持できるライフライン<sup>5</sup>が充実した庁舎
- ◆地震・水害等の災害対応の中枢機能を備えた庁舎

#### 4 環境にやさしく経済性を考慮した庁舎

＜基本方針＞

- ◆自然エネルギーを活用した環境にやさしい庁舎
- ◆ライフサイクルコスト<sup>6</sup>を抑えた経済的な庁舎
- ◆周辺環境と調和のとれた庁舎

<sup>5</sup> ライフライン：生活・生命を維持するための水道・電気・ガス・通信等の施設のこと

<sup>6</sup> ライフサイクルコスト：建物の企画・設計から建設、維持管理・解体・廃棄に至るまでに要する全費用のこと

## 4 導入機能・施設の基本的な考え方

新庁舎建設に向けて、それぞれの基本方針を実現するため、市民ニーズ等を踏まえて、必要な導入機能・施設の基本的な考え方について次のように定めます。

### 1 市民が利用しやすい庁舎

- ◆将来にわたりより良い行政サービスを提供できる庁舎
- ◆市民が気軽に利用できる庁舎
- ◆ユニバーサルデザインを導入した庁舎

#### <導入機能・施設の基本的な考え方>

- ・自動車や公共交通によりアクセスしやすい施設整備
- ・ゆとりある駐車場の整備
- ・市民サービス窓口機能の集約
- ・わかりやすく利用しやすい窓口や案内板の設置
- ・市民にとって利便性の高い設備の導入
- ・高齢者・障がい者に配慮したバリアフリーの整備
- ・充実した情報の受発信ができる環境整備
- ・開かれた議会運営に必要な機能の整備
- ・市民が憩え、交流・協働の場となる空間の確保

### 2 行政事務の機能性・効率性の良い庁舎

- ◆プライバシーに配慮した庁舎
- ◆組織改革に柔軟に対応できる庁舎
- ◆セキュリティ機能を充実させた庁舎

#### <導入機能・施設の基本的な考え方>

- ・プライバシーを考慮した相談室等の整備
- ・機能的で効率の良い執務スペースの確保
- ・利用しやすい会議室の整備
- ・作業室、書庫、倉庫、更衣室等スペースの十分な確保
- ・強固なセキュリティ機能（防犯カメラ等）の設置
- ・ＩＣＴ<sup>7</sup>機能が有効活用できる執務スペースの確保

<sup>7</sup> ＩＣＴ：IT技術を通じ人同士のコミュニケーションが生まれる応用技術のこと

### 3 災害対応の拠点施設となる安全な庁舎

- ◆耐震性を備えた安心できる庁舎
- ◆行政機能が維持できるライフラインが充実した庁舎
- ◆災害対応の中核機能を備えた庁舎

＜導入機能・施設の基本的な考え方＞

- ・災害時の拠点として機能が維持できる安全性の確保
- ・東日本大震災と同程度の震度に耐えられる耐震性の強化
- ・災害対応時の活動に必要なスペースの確保
- ・ライフラインのバックアップ機能の強化
- ・災害対策対応時の機器・設備の設置
- ・災害対策本部機能を備えた会議室の確保
- ・災害対応時の健康維持に配慮した機能の整備

### 4 環境にやさしく経済性を考慮した庁舎

- ◆自然エネルギーを活用した環境にやさしい庁舎
- ◆ライフサイクルコストを抑えた経済的な庁舎
- ◆周辺環境と調和のとれた庁舎

＜導入機能・施設の基本的な考え方＞

- ・低消費で長寿命の省エネ機器の導入
- ・維持管理しやすい機器の導入
- ・熱効率が良いなどライフサイクルコストの低い施設整備
- ・自然エネルギーの積極的な活用
- ・周辺環境と調和したデザインの採用
- ・敷地内の緑地の整備

## 第3章 新庁舎建設場所

### 1 基本的条件

新庁舎の建設場所は、新庁舎のあり方において重要な要素となることから、現庁舎の現状・課題に対応して設定した、「新庁舎建設の基本理念」に基づく場所とします。また以下のとおり、新庁舎建設場所の基本的条件となる項目について整理します。

#### (1) 地方自治法

庁舎の位置を定めるにあたり、地方自治法第4条では以下のとおり規定されています。

- 第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適當な考慮を払わなければならぬ。
  - 3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

#### (2) 上位計画

新庁舎建設場所に関する上位計画として、国土利用計画及び都市計画マスター プランでは以下のような方針が示されています。

##### ①南相馬市国土利用計画（第2次）

策定年次	平成27年11月
計画目標年次	平成36年
土地利用の基本方針	<p>○土地需要の量的調整</p> <p>都市的土地利用については、コンパクトシティの考え方のもと郊外への無秩序な市街地拡大と拡散の抑制とあわせて、土地の有効利用・高度利用を一層推進し、良好な市街地の形成と再生を図ります。</p>

## ②南相馬市都市計画マスターplan

策定年次	平成30年3月
計画目標年次	平成47年度
都市づくりの理念	住みなれたまちや産業を復興し、安全・安心で持続可能な都市づくり
将来都市構造	本市の将来都市構造では、原町区市街地を中心に、鹿島区及び小高区の市街地を連絡する交通基盤の充実を図ります。また、各区の市街地において歩いて暮らせる環境を形成するとともに、市街地の周辺に点在する集落を結ぶ公共交通を確保し、生活利便性の向上を図ります。
生活関連施設の方針	都市全体の居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地や、行政・住民・民間が協働しながら、公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを推進します。 ○公共施設の利便性の向上に関する方針 医療・福祉・商業等の様々な都市機能を集約し、歩いて利用できるコンパクトなまちづくりを進め、公共施設の利便性の高い効率的な土地利用の誘導に取り組みます。

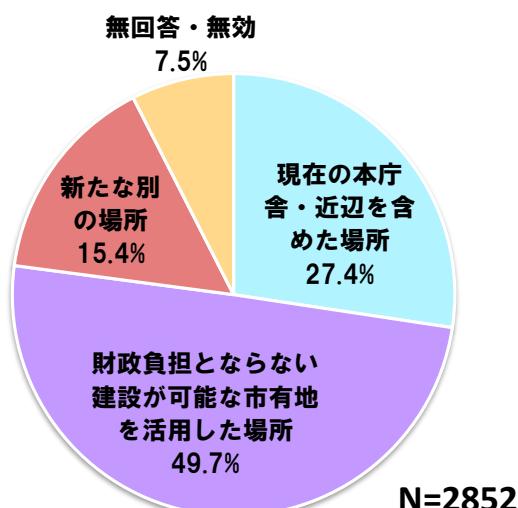
## (3) 庁舎建設に関する市民アンケート結果

庁舎建設に関する市民アンケートにおいて、建設場所に関する市民意向は以下のとおりとなっています。

### ①新たに庁舎を建て替える場合の建設場所

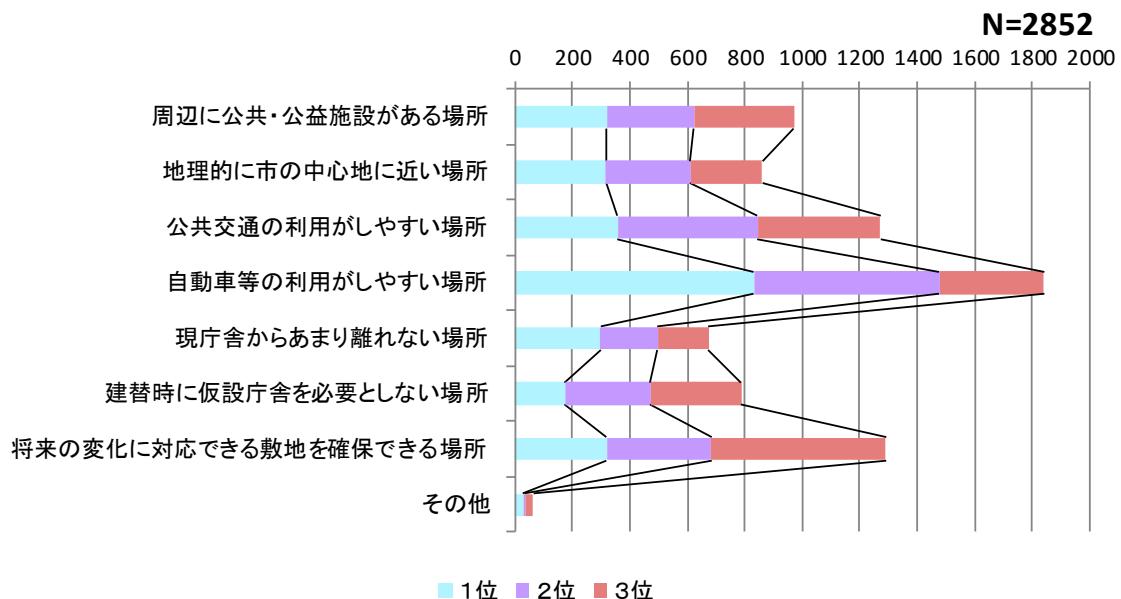
新たに庁舎を建て替える場合の建設場所については、「財政負担とならない建設が可能な市有地を活用した場所」が約50%で最も多く、次いで「現在の本庁舎・近辺を含めた場所」が約27%、「新たな別の場所」が約15%となっています。

市有地に関する建設場所として、現位置又は財政負担とならない建設が可能な市有地の活用は約77%となっています。



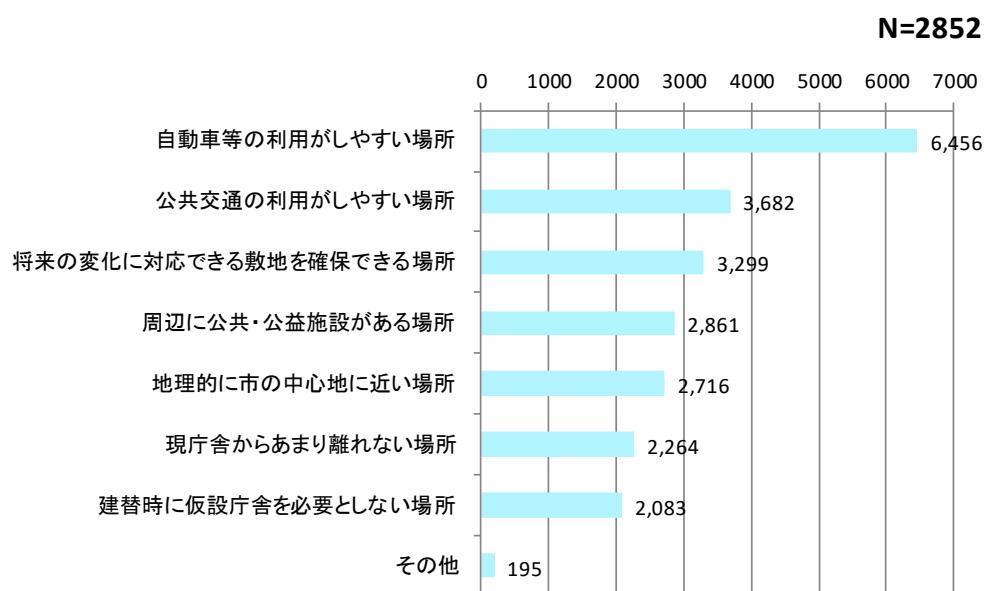
## ②新たに庁舎を建て替える「建設場所」として望むこと

新たに庁舎を建て替える「建設場所」として望むことについての1位、2位、3位の合計件数は、「自動車等の利用がしやすい場所」が1,840件で最も多く、次いで「将来の変化に対応できる敷地を確保できる場所」が1,291件、「公共交通の利用がしやすい場所」が1,272件となっています。



新たに庁舎を建て替える「建設場所」として望むことについての優先度を得点化した結果を見ると、「自動車等の利用がしやすい場所」が6,456点でも最も高く、次いで「公共交通の利用がしやすい場所」が3,682点、「将来の変化に対応できる敷地を確保できる場所」が3,299点となっています。

自動車や公共交通の利用しやすい交通利便性の高い場所が優先的に望まれています。

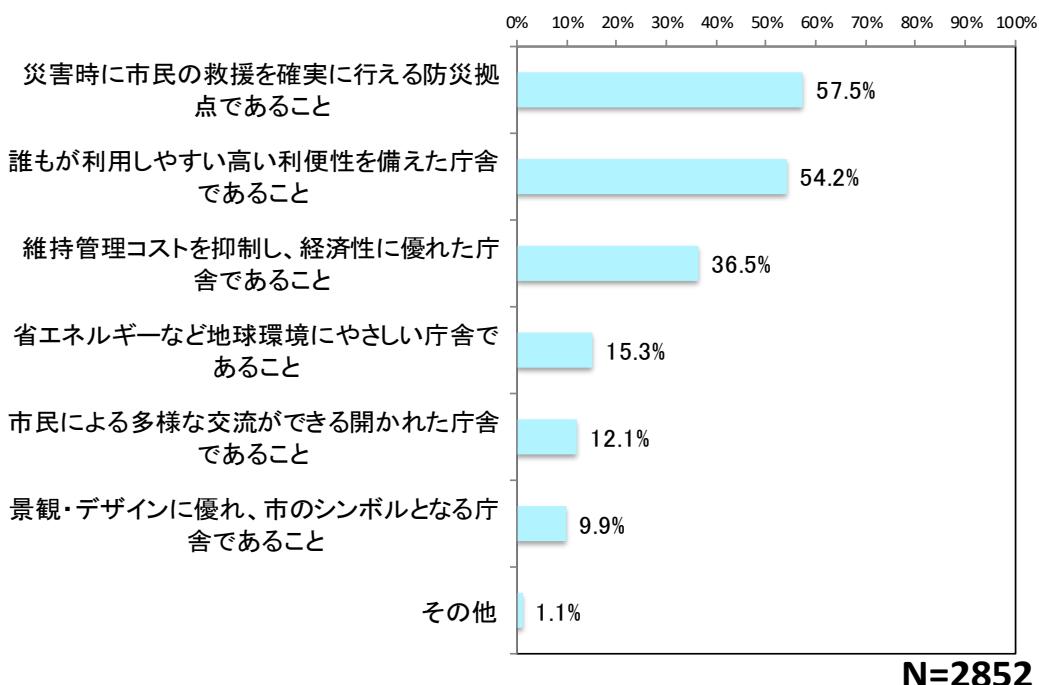


※優先順位を1位=5点、2位=3点、3位=1点と得点化した場合

### ③新庁舎のあるべき姿として特に重視すること

新庁舎において特に重視する点は、「災害時に市民の救援を確実に行える防災拠点であること」が約58%で最も多く、次いで「誰もが利用しやすい高い利便性を備えた庁舎であること」が約54%、「維持管理コストを抑制し、経済性に優れた庁舎であること」が約37%となっています。

新庁舎のあるべき姿として、災害時に市民の救援を確実に行える防災拠点であることが最も多く望まれています。



## 2 建設場所の基本的な考え方

新庁舎建設の基本理念や基本的条件を踏まえて、新庁舎の建設場所の基本的な考え方を以下のとおりとします。

### ＜建設場所の基本的な考え方＞

#### 1 本市の中心的な位置であること

地方自治法を踏まえて、新庁舎は市内全域の市民が利用しやすく便利であるよう、市全体の人口分布状況を踏まえて、本市の中心的な位置とします。

#### 2 交通利便性の高い位置であること

市民アンケート結果において建設場所として望まれている項目のうち、優先度が高いことから、新庁舎は自動車や公共交通の利用がしやすい交通利便性の高い位置とします。

#### 3 コンパクトシティの形成に資すること

国土利用計画や都市計画マスターplanで目指すとおり、人口減少下では交通弱者を含めて市全体で公共交通を中心とした、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進めることが重要であるため、新庁舎についても都市機能が集積し、徒歩等によりアクセスしやすい位置とします。

#### 4 防災上の安全な位置であること

市民アンケート結果等を踏まえ、新庁舎は、市民や職員の安全・安心を確保することが重要であり、災害対応の拠点施設となることから、地震に強い建物とともに、水害や土砂災害を受けにくい安全な位置とします。

### 3 建設場所選定の流れ

新庁舎の建設場所については、候補地区に対し、建設場所の基本的な考え方に基づく「立地性評価」及び事業性を高める観点からの「事業性評価」の2段階による総合評価を実施して、決定します。

#### 新庁舎建設場所の候補地区（民有地を含む）

##### <STEP1> 立地性評価

建設場所の基本的な考え方	評価指標
①本市の中心的な位置であること (中心性)	■人口重心との近接性
②交通利便性の高い位置であること (交通利便性)	■国県道の幹線道路との近接性 ■公共交通との近接性
③コンパクトシティの形成に資すること (都市のコンパクト性)	■公共公益機能との近接性 ■歩行者・自転車のアクセス性
④防災上の安全な位置であること (防災安全性)	■水害に対する安全性 ■土砂災害に対する安全性

#### 新庁舎建設場所の候補地区：数地区

【新庁舎建設場所の基本的な考え方に基づき検討】

##### <STEP2> 事業性評価

評価の視点	評価項目
①経済性	■概算事業費 ■付随する工事 ■引越作業回数
②実現性	■行政機能の維持 ■法令制限（用途地域との整合性） ■不確定要素（代替地の確保等）
③敷地利用性	■建物配置の容易性 ■駐車場の確保 ■日影の影響
④まちづくり方針 への適合性	■上位・関連計画との整合性 ■自動車交通状況

※事業性を高める観点から、候補地区周辺の民有地を含めたケースも想定して検討

## 〈STEP1〉 立地性評価の考え方

建設場所の基本的な考え方を受けた評価指標をそれぞれの設定方針の下で設定し、立地性評価を行います。なお、評価指標については、新庁舎建設による都市経営上の負担を少なくするため、既存ストックの活用を前提とした指標として設定します。

### ①本市の中心的な位置であること（中心性）

#### ＜評価指標＞

人口重心との近接性	本市の人口重心 <sup>8</sup> に近接すること
-----------	------------------------------

#### ＜設定方針＞

●市全体の人口分布状況から中心的な位置となるように、市内の全人口の居住地からの距離のバランスが保てる位置とする
---

⇒市全体の人口分布のバランスが取れる地点に近接する場所を評価するため、人口重心を指標として設定

●H27年は震災後（小高区の人口集積なし）の人口分布に基づく人口重心となっており、震災復興後の人口重心は帰還人口の状況から、震災前のH22年の人口重心との概ね中間と想定する
--

⇒将来の人口重心を補完するため、H27年・H22年の両年の人口重心を指標として設定

### ②交通利便性の高い位置であること（交通利便性）

#### ＜評価指標＞

国県道の幹線道路との近接性	国県道の幹線道路の沿道サービス圏域に含まれること
---------------	--------------------------

#### ＜設定方針＞

●来庁者の9割以上が交通手段として自動車を利用しており、市民ニーズを踏まえて、新庁舎への自動車利用をしやすくする
--

⇒自動車利用の利便性が高い、国県道の幹線道路の沿道サービス圏域内の場所を評価するため指標を設定

#### ＜評価指標＞

公共交通との近接性	鉄道駅やバス停からの徒歩圏域に含まれること
-----------	-----------------------

#### ＜設定方針＞

●今後の高齢化を見据え、自動車に過度に依存しないで、交通弱者を含めて誰もが公共交通を利用してアクセスできるようにする
--

⇒公共交通の既存ストックを活用して、誰もが新庁舎へアクセスできるように、鉄道駅やバス停の徒歩圏内の場所を評価するため指標を設定

<sup>8</sup> 人口重心：人口重心とは、人口の1人1人が同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が全体として平衡を保つことのできる点

### ③コンパクトシティの形成に資すること（都市のコンパクト性）

#### ＜評価指標＞

公共公益機能との近接性	広域的に利用される主な公共公益施設からの徒歩圏域に含まれること
-------------	---------------------------------

#### ＜設定方針＞

- コンパクトシティの形成を目指し、公共公益機能を集積させて、行政業務の連携・効率化を図る
- 利用者の利便性向上に向けて、公共公益機能を近接させて、施設間の往来をしやすくする

⇒新庁舎では、広域的に利用される主な公共公益施設と連携した業務や利用がしやすくなるように、当該施設の徒歩圏内の場所を評価するため指標を設定

#### ＜評価指標＞

歩行者・自転車のアクセス性	周辺道路が歩行者や自転車が安全に通行できるようになっていること
---------------	---------------------------------

#### ＜設定方針＞

- 将来において持続可能な都市とするため、公共交通と連携して徒歩等により、新庁舎等が利用できるコンパクトなまちづくりを推進する

⇒公共交通や都市基盤の既存ストックの活用を背景として、徒歩や自転車によりアクセスしやすい場所を評価するため指標を設定

### ④防災上の安全な位置であること（防災安全性）

#### ＜評価指標＞

水害に対する安全性	想定される水害の区域に含まれないこと
-----------	--------------------

#### ＜設定方針＞

- 新庁舎は災害時に市民の救援を行える防災拠点として機能するとともに、当該機能に対する市民ニーズも高いことから、新庁舎自体の安全性を確保する

⇒防災上の安全な位置である洪水の浸水想定区域外の場所を評価するため指標を設定

#### ＜評価指標＞

土砂災害に対する安全性	想定される土砂災害の区域に含まれないこと
-------------	----------------------

#### ＜設定方針＞

- 新庁舎は災害時に市民の救援を行える防災拠点として機能するとともに、当該機能に対する市民ニーズも高いことから、新庁舎自体の安全性を確保する

⇒防災上の安全な位置である土砂災害警戒区域外の場所を評価するため指標を設定

## 〈STEP2〉 事業性評価の考え方

事業性評価は以下の視点により評価項目を設定して、評価を行います。

### ①経済性

事業の経済性として、市の支出を極力抑えることが求められます。そのため、新庁舎の建設に当たって必要となる財政負担による評価を行います。

#### ＜評価項目＞

- ・建設に係る概算事業費
- ・建設に関し付随する工事
- ・新庁舎建設に必要となる引越作業回数

### ②実現性

合併特例債を活用することから計画期間内に着実に整備を行えることが重要であり、建設地の条件として法令上の制限と整合し、不確定要素も想定し速やかに工事に着手できるか評価を行います。

#### ＜評価項目＞

- ・市民サービスに支障の出ない行政機能の維持（仮設庁舎）
- ・建設上の法令制限（用途地域との整合性）
- ・新庁舎建設に関する不確定要素（代替地の確保等）

### ③敷地利用性

市民が利用しやすく、効率的な庁舎整備ができる場所が望ましいことから、建物配置や駐車場確保等の敷地利用性について評価を行います。

#### ＜評価項目＞

- ・利用しやすく効率的な建物配置の容易性
- ・必要台数を満たす駐車場の確保
- ・近隣民家等への日影の影響

### ④まちづくり方針への適合性

新庁舎整備がまちづくりに適合するため、上位・関連計画と整合するとともに、周辺の交通環境に支障が出ないことが求められることから、その条件について評価を行います。

#### ＜評価項目＞

- ・上位・関連計画との整合性
- ・自動車交通状況（混雑度）

## 4 新庁舎建設場所の評価結果

### (1) 立地性評価

新庁舎の建設場所の基本的な考え方を勘案するとともに、新庁舎の想定規模を確保できる土地について民有地を含めて整理すると以下のとおりとなります。

<新庁舎建設場所の評価対象地区>

No.	地区名	敷地面積	土地の所有
1	現庁舎敷地	約 6,600 m <sup>2</sup> (全体：約 10,200 m <sup>2</sup> )	市有地
2	市民文化会館駐車場	約 10,400 m <sup>2</sup>	市有地
3	高見町敷地(道の駅北側)	約 14,700 m <sup>2</sup>	市有地
4	萱浜ニューアーツ広場	約 22,000 m <sup>2</sup> (全体：約 45,400 m <sup>2</sup> )	市有地
5	牛 越	—	民有地
6	長 野	—	民有地
7	下北高平	—	民有地

これらの地区を対象として、まず「STEP1：立地性評価」を行い、評価の高い3地区を選定した結果、下表のとおりとなります。

なお、詳細の立地性評価表は次頁のとおりです。

<立地性評価が高い地区>

No.	地区名	敷地面積	土地の所有
1	現庁舎敷地	約 6,600 m <sup>2</sup> (全体：約 10,200 m <sup>2</sup> )	市有地
2	市民文化会館駐車場	約 10,400 m <sup>2</sup>	市有地
3	高見町敷地(道の駅北側)	約 14,700 m <sup>2</sup>	市有地

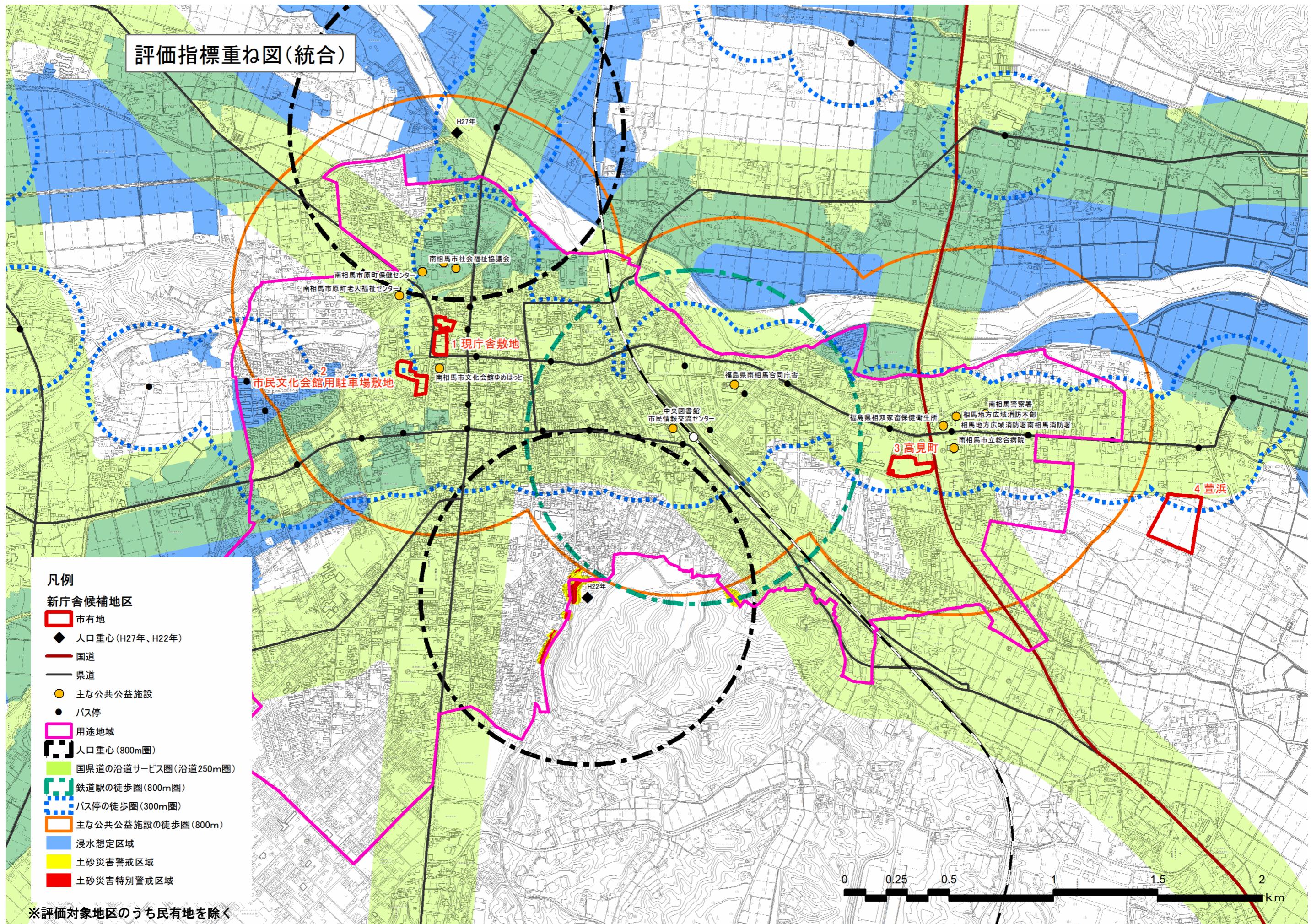
<立地性評価表>

※評価指標に対する評価は◎が「特に評価できる」、○が「評価できる」、△が「評価できるとは認められない」

No.	地区名	基本情報			評価指標										合計数		
		敷地面積	土地の所有	用途地域 (容積率・建ぺい率)	1 中心性		2 交通利便性			3 都市のコンパクト性			4 防災安全性				
					①人口重心との近接性		②国県道の幹線道路との近接性	③公共交通との近接性	④公共公益機能との近接性	⑤歩行者・自転車のアクセス性	⑥水害に対する安全性	⑦土砂災害に対する安全性	⑧	⑨	⑩		
1	現庁舎敷地	・約 6,600 m <sup>2</sup> (全体:約 10,200 m <sup>2</sup> )	市有地	•準工業地域(200%・60%) •第一種住居地域〔北庁舎〕(200%・60%)建物制限有 ※新庁舎は準工業地域に立地想定	•中心市街地に隣接し、H27年人口重心より南に1,000m		•県道12号線が隣接 •路線バスのルートが複数あり、充実している •JR原ノ町駅から1.5km •南相馬ICから3.9km		•商業・業務機能等の集積度が高い中心市街地に隣接し、主な公共公益施設(保健センター、文化会館等)の徒歩圏内 •敷地の西側・南側で接続する県道12号線の両側において、歩道整備済		•水害や土砂災害を受けにくい防災上安全な位置である						
					H27年人口重心に近接 (1km圏前後)	○	県道の沿道サービス圏域内	◎	バス停の徒歩圏域内	◎	主な公共公益施設の徒歩圏域内	◎	アクセス道路両側の歩道設置済	◎	洪水の浸水想定区域外	◎	土砂災害警戒区域外
2	市民文化会館駐車場	・約 10,400 m <sup>2</sup>	市有地	•準工業地域〔道路沿い〕(200%・60%) •第一種中高層住居専用地域〔奥側駐車場〕(200%・60%)建物制限有 ※新庁舎は準工業地域に立地想定	•中心市街地に隣接し、H27年人口重心より南に1,100m		•県道12号線が近接 •路線バスのルートが複数あり、充実している •JR原ノ町駅から1.5km •南相馬ICから3.9km		•商業・業務機能等の集積度が高い中心市街地に隣接し、主な公共公益施設(保健センター、文化会館等)の徒歩圏内 •敷地の東側・北側で接続する市道の両側において、歩道整備済		•水害や土砂災害を受けにくい防災上安全な位置である						
					H27年人口重心に近接 (1km圏前後)	○	県道の沿道サービス圏域内	◎	バス停の徒歩圏域内	◎	主な公共公益施設の徒歩圏域内	◎	アクセス道路両側の歩道設置済	◎	洪水の浸水想定区域外	◎	土砂災害警戒区域外
3	高見町敷地 (道の駅北側)	・約 14,700 m <sup>2</sup>	市有地	•準工業地域(200%・60%)	•市街地から東側で、H27年人口重心より2,600m、H22年人口重心より1,600m		•国道6号線が隣接 •路線バスのルートは1ルートのみ •JR原ノ町駅から1.3km •南相馬ICから6.6km		•主な公共公益施設(総合病院、消防署及び警察署)の徒歩圏内だが、商業・業務機能等の集積度が高い中心市街地から遠い •敷地の東側で接続する国道6号線、及び南側で接続する市道の両側において、歩道整備済		•水害や土砂災害を受けにくい防災上安全な位置である						
					H22年又はH27年人口重心から遠隔	△	国道の沿道サービス圏域内	◎	バス停の徒歩圏域内	◎	主な公共公益施設の徒歩圏域内	◎	アクセス道路両側の歩道設置済	◎	洪水の浸水想定区域外	◎	土砂災害警戒区域外
4	萱浜ユースツーリング広場	・約 22,000 m <sup>2</sup> (全体:約 45,400 m <sup>2</sup> )	市有地	•無指定(200%・60%)	•市街地から東側で、H27年人口重心より3,800m、H22年人口重心より2,700m		•路線バスが運行していない •JR原ノ町駅から2.5km •南相馬ICから7.7km		•主な公共公益施設(総合病院、消防署及び警察署)の徒歩圏外であり、商業・業務機能等の集積度が高い中心市街地から遠い •敷地の南側で接続する市道の片側のみが歩道整備済		•水害や土砂災害を受けにくい防災上安全な位置である						
					H22年又はH27年人口重心から遠隔	△	一部が県道の沿道サービス圏域内	○	一部がバス停の徒歩圏域内	○	主な公共公益施設の徒歩圏域外	△	アクセス道路両側の歩道未設置	△	洪水の浸水想定区域外	◎	土砂災害警戒区域外
5	牛越	民有地	•無指定(200%・60%)	•市街地から西側で、H27年人口重心より2,000m、H22年人口重心より2,200m	•路線バスのルートは1ルートのみ •JR原ノ町駅から2.6km •南相馬ICから2.9km		•主な公共公益施設(保健センター、文化会館等)の徒歩圏外 •敷地と接続する市道の片側のみが歩道整備済		•水害や土砂災害を受けにくい防災上安全な位置である								
					H22年又はH27年人口重心から遠隔	△	一部が県道の沿道サービス圏域内	○	バス停の徒歩圏域内	◎	主な公共公益施設の徒歩圏域外	△	アクセス道路両側の歩道未設置	△	洪水の浸水想定区域外	◎	土砂災害警戒区域外
6	長野	民有地	•無指定(200%・60%)	•市街地から西側で、H27年人口重心より1,000m	•県道12号線が隣接 •路線バスが運行していない •JR原ノ町駅から2.5km •南相馬ICから2.6km		•一部が主な公共公益施設(保健センター)の徒歩圏内 •敷地と接続する県道12号線の片側のみが歩道整備済		•洪水の浸水想定区域を含んでおり、水害による被害が想定される								
					H27年人口重心に近接 (1km圏前後)	○	県道の沿道サービス圏域内	◎	バス停の徒歩圏域外	△	一部が主な公共公益施設の徒歩圏域内	○	アクセス道路両側の歩道未設置	△	洪水の浸水想定区域を含む	△	土砂災害警戒区域外
7	下北高平	民有地	•無指定(200%・60%)	•市街地から北側で、H27年人口重心より2,300m、H22年人口重心より3,000m	•国道が隣接 •路線バスのルートは1ルートのみ •JR原ノ町駅から2.1km •南相馬ICから5.7km		•主な公共公益施設(総合病院、消防署及び警察署)の徒歩圏外 •敷地と接続する国道6号線の片側のみが歩道整備済		•洪水の浸水想定区域を含んでおり、水害による被害が想定される								
					H22年又はH27年人口重心から遠隔	△	国道の沿道サービス圏域内	◎	一部がバス停の徒歩圏域内	○	主な公共公益施設の徒歩圏域外	△	アクセス道路両側の歩道未設置	△	洪水の浸水想定区域を含む	△	土砂災害警戒区域外

**<評価基準の根拠等>**

評価基準		基準の根拠等
①	➢ H27年又はH22年国勢調査の人口重心から800m圏に近接	・都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年8月国土交通省都市局都市計画課）を準用し、一般的な徒歩圏である半径800m圏を圏域として設定
②	➢ 国県道等幹線道路沿道の250m圏内	・国審議会資料による幹線道路網（補助幹線道路）の配置の考え方を踏まえ、当該道路の沿道サービス圏域である沿道250m圏内を設定
③	➢ 鉄道駅からの徒歩圏800m圏内 ➢ バス停からの徒歩圏300m圏内	・都市構造の評価に関するハンドブック（平成26年8月国土交通省都市局都市計画課）に基づき、一般的な徒歩圏を半径800m圏内、バス停は誘致距離を考慮して徒歩圏を半径300m圏内に設定
④	➢ 広域的に利用される主な公共公益施設からの徒歩圏800m圏内	・敷地に接続するアクセス道路の両側における歩道の設置有無
⑤	➢ 道路両側における歩道設置等の道路基盤整備の有無	
⑥	➢ 洪水の浸水想定区域外	・浸水想定区域及び土砂災害警戒区域は、国土数値情報（国土交通省国土政策局国土情報課）及び市洪水ハザードマップを参照
⑦	➢ 土砂災害警戒区域外	



## (2) 事業性評価

前頁までの「STEP1：立地性評価」の結果に基づき、評価の高い地区として3地区を選定しました。

建設場所の選定の次のステップとして、「経済性」、「実現性」、「敷地利用性」、「まちづくり方針への適合性」に基づく「STEP2：事業性評価」を行った結果を見ると、3地区ともそれぞれメリットもありますが、デメリットもあり課題を有しています。そこで現庁舎敷地及び市民文化会館駐車場については、市民検討委員会において、公有地周辺の民有地を活用した際の有効な利活用について意見が出されました。それにより検討した結果、以下のようなメリット・デメリットとなりますですが、両地区の課題解消に向けて民有地の活用が有効と判断されました。

### ＜周辺の民有地を活用した案＞

評価結果	1-1. 現庁舎敷地周辺 (民有地を含む)	2-1. 市民文化会館駐車場周辺 (民有地を含む)
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>民有地取得により、仮設庁舎が不要となり概算事業費が抑えられ、また北庁舎敷地と一体となり、建物配置や駐車場確保に関しても自由な設計が可能となります。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>民有地取得により、広大な敷地となり駐車場の確保が容易であり、来場者用駐車場の代替地面積を減少することが可能となり、また敷地中央に庁舎を配置することにより、駐車場から庁舎への距離を短縮することが可能となります。</li></ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"><li>民有地取得の可能性及びそれに要する時間が不確定要素となります。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>一部の来場者用駐車場の代替地確保や付替道路の整備が必要となるとともに、敷地中央に庁舎を配置する場合は用途地域の見直しが必要となります。</li><li>民有地取得の可能性及びそれに要する時間が不確定要素となります。</li></ul>

以上より、市民検討委員会では周辺の民有地を活用した上記2案を含め、以下の5案を新庁舎建設場所の候補地区として選定します。

今後、行政内部において各地区の課題解消に向けて検討していただき、市民にとって望ましく、より事業性の高い地区を新庁舎建設場所として選定願います。

### ＜新庁舎建設場所の候補地区＞

No.	地区名	敷地面積	土地の所有
1	現庁舎敷地	約 6,600 m <sup>2</sup>	市有地
1-1	現庁舎敷地周辺	約 12,400 m <sup>2</sup>	市有地+民有地
2	市民文化会館駐車場	約 10,400 m <sup>2</sup>	市有地
2-1	市民文化会館駐車場周辺	約 14,100 m <sup>2</sup>	市有地+民有地
3	高見町敷地(道の駅北側)	約 14,700 m <sup>2</sup>	市有地

<事業性評価表>

※評価項目に対する評価は◎が「特に評価できる」、○が「評価できる」、△が「評価できるとは認められない」

評価項目		判断基準	1. 現庁舎敷地	2. 市民文化会館駐車場	3. 高見町敷地(道の駅北側)			
現況土地利用			・庁舎	・駐車場	・仮設住宅			
敷地面積			・約 6,600 m <sup>2</sup>	・約 10,400 m <sup>2</sup>	・約 14,700 m <sup>2</sup>			
用途地域 (容積率・建ぺい率)			・準工業地域 (200%・60%)	・準工業地域【道路沿い】(200%・60%) ・第一種中高層住居専用地域【奥側駐車場等】(200%・60%) 建物制限有	・準工業地域 (200%・60%)			
①経済性	概算事業費 (①本体工事 67.2 億円、②解体工事 5 億円)	◎ : 75 億円未満 ○ : 75 億円以上 80 億円未満 △ : 80 億円以上	・約 83.4 億円(①②ほか仮設庁舎建設 9 億円、外構関連 1 億円、立体駐車場 1.2 億円) ・その他(仮設引越し経費)	△	・約 73.9 億円(①②ほか外構関連 1.7 億円) ・その他(臨時駐車場確保経費)	◎	・約 79.0 億円(①②ほか外構関連 2.3 億円、立体駐車場 4.5 億円) ・その他(交通安全対策経費)	○
	付随する工事	◎ : 工事なし ○ : 造成関連工事のみ △ : 付随する工事あり	・造成関連工事として、埋設管等の撤去工事が必要	○	・造成関連工事に加えて、法定外道路を廃止するため、付替道路の整備が必要	△	・アクセス道路となる原町第二中学校の南側及び東側が歩道未設置の狭い道路となっており、安全対策の整備が必要	△
	引越作業回数	◎ : 全庁舎が1回 ○ : 本庁一部が1回 △ : 本庁が2回	・本庁が2回	△	・全庁舎が1回	○	・全庁舎が1回	○
②実現性	行政機能の維持	◎ : 現庁舎にて業務維持 ○ : 他公共施設で業務維持 △ : 仮設庁舎にて業務維持	・現庁舎を取壊し後の整備であり、仮設庁舎建設が必要	△	・建設中も現庁舎にて業務維持	○	・建設中も現庁舎にて業務維持	○
	法令制限 (用途地域との整合性)	◎ : 建設可能 ○ : 条件付きで建設可能 △ : 現状では建設不可	・準工業地域であり建設可能	○	・準工業地域であり建設可能(東側のみ)	○	・準工業地域であり建設可能	○
	不確定要素 (代替地の確保等)	◎ : 特になし ○ : 一 △ : 課題あり	・仮設庁舎の建設場所の確保	△	・市民文化会館の来場者用駐車場の代替地確保	△	・特になし	○
③敷地利用性	建物配置の容易性	◎ : 敷地条件の制限なし ○ : 敷地条件から一部制限あり △ : 敷地条件から制限あり	・敷地面積や形状から制限あり	△	・用途地域の敷地形状から一部制限あり	○	・敷地面積が広いため自由度が高い	○
	駐車場の確保	◎ : 全て平面駐車場で確保可能 ○ : 一部立体駐車場で確保可能 △ : 敷地内に確保不可	・必要台数の確保のため、立体駐車場の整備(平場:約 30 台・立体:約 80 台・計:約 110 台) ※職員用・公用車用・ゆめはっと用:現状維持	○	・当該敷地及び現庁舎敷地の活用により、必要台数の確保が可能(平場:約 210 台) ※職員用:現状維持・ゆめはっと用:現庁舎敷地で約 220 台	○	・必要台数の確保のため、立体駐車場の整備【職員用駐車場分を含む】(平場:約 200 台・立体(職員用):約 340 台・計:540 台)	○
	日影の影響	◎ : 周辺に民家等がない ○ : 建設位置により影響なし △ : 日影の影響の回避が不可	・建設位置により、周辺への日影の影響なし	○	・建設位置により、周辺への日影の影響なし	○	・建設位置により、周辺への日影の影響なし	○
④まちづくり方針への適合性	上位・関連計画との整合性	◎ : 中心市街地活性化に寄与 ○ : 上位・関連計画と整合 △ : 上位・関連計画と不整合	・都市機能の集積として、国土利用計画及び都市計画マスターープランと整合 ・中心市街地活性化に向けたまちづくりに寄与	○	・都市機能の集積として、国土利用計画及び都市計画マスターープランと整合 ・中心市街地活性化に向けたまちづくりに寄与	○	・都市機能の集積として、国土利用計画及び都市計画マスターープランと整合	○
	自動車交通 ※H27 年度道路 交通量センサスの混雑度より評価	◎ : 道路が混雑することなく、円滑に走行 ○ : 何時間も混雑が連續する可能性は小さい △ : 混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性が高い	・隣接する県道(原町川俣線)の混雑度は 1.18 ・混雑度が 1.25 未満の場合は、道路が混雑する可能性のある時間帯が 1~2 時間あるものの、何時間も混雑が連續する可能性は小さく、新庁舎建設後も基本的に条件が変化しないため現状と変わらず	○	・隣接する県道(原町川俣線)の混雑度は 1.18 ・混雑度が 1.25 未満の場合は、道路が混雑する可能性のある時間帯が 1~2 時間あるものの、何時間も混雑が連續する可能性は小さく、新庁舎建設後も基本的に条件が変化しないため現状と変わらず	○	・隣接する国道 6 号の混雑度は、県道以北が 1.58、県道以南が 1.12 ・混雑度が 1.25 以上の場合は混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性が高く、新庁舎建設により、交差点を中心として更なる渋滞の発生が予想	△
総括	評価結果	メリット	・現庁舎と同じ敷地であり庁舎位置として市民の認知度が高く、中心市街地活性化に向けたまちづくりに寄与します。	・概算事業費が最も低く、引越回数が全庁舎で 1 回であり、中心市街地活性化に向けたまちづくりに寄与します。	・高見町敷地は、引越回数が全庁舎で 1 回であり、不確定要素による課題もなく、敷地面積が広いため建物配置の自由度が高くなっています。	・国道 6 号と県道の交差点を中心として更なる交通混雑の発生が予想されるとともに、学校が近く通学路がありその安全対策として、歩道未設置の狭い道路の整備が必要となります。		
		デメリット	・現庁舎敷地のみでは仮設庁舎が必要となり、概算事業費が高く、敷地面積や形状から制限があります。	・市民文化会館の来場者用駐車場の代替地確保が必要となるとともに、付替道路の整備が必要となります。				



<事業性評価表（民有地買収を想定した場合）>

※評価項目に対する評価は◎が「特に評価できる」、○が「評価できる」、△が「評価できるとは認められない」

評価項目		判断基準	1-1. 現庁舎敷地周辺（民有地を含む）	2-1. 市民文化会館駐車場周辺（民有地を含む）	
基本情報	現況土地利用		・庁舎	・駐車場	
	敷地面積		・約 12,400 m <sup>2</sup> （民有地を含む）	・約 14,100 m <sup>2</sup> （民有地を含む）	
	用途地域 (容積率・建ぺい率)		・準工業地域（200%・60%） ・第一種住居地域〔北庁舎等〕（200%・60%）建物制限有	・準工業地域〔道路沿い〕（200%・60%） ・第一種中高層住居専用地域〔奥側駐車場等〕（200%・60%）建物制限有	
①経済性	概算事業費 (①本体工事 67.2億円、②解体工事 5億円)	◎：75億円未満 ○：75億円以上 80億円未満 △：80億円以上	・約 78.1 億円（①②ほか外構関連 1.9 億円・用地取得費 4 億円） ・その他（一部引越し経費）	○ ・約 77.6 億円（①②ほか外構関連 2.2 億円・用地取得費 3.2 億円） ・その他（臨時駐車場確保経費）	○
	付随する工事	◎：工事なし ○：造成関連工事のみ △：付随する工事あり	・造成関連工事として、埋設管等の撤去工事が必要	○ ・造成関連工事に加えて、用地買収の状況により、法定外道路の付替道路の整備が生じる	△
	引越し作業回数	◎：全庁舎が1回 ○：本庁一部が1回 △：本庁が2回	・本庁が1回（東庁舎分は2回）	○ ・全庁舎が1回	◎
②実現性	行政機能の維持	◎：現庁舎にて業務維持 ○：他公共施設で業務維持 △：仮設庁舎にて業務維持	・事業期間中も現庁舎にて行政機能を維持	◎ ・事業期間中も現庁舎にて行政機能を維持	◎
	法令制限 (用途地域との整合性)	◎：建設可能 ○：条件付きで建設可能 △：現状では建設不可	・準工業地域と第一種住居地域にまたがるが、建物用途は、占める面積の大きい方の用途地域の制限を受けるため、準工業地域として建設可能	◎ ・第一種中高層住居専用地域の占める割合が大きいため、現状では建設不可 ・用途地域の見直しが必要	△
	不確定要素 (代替地の確保等)	◎：特になし ○：一 △：課題あり	・民有地取得に時間を要す	△ ・市民文化会館の来場者用駐車場の代替地確保が必要 ・民有地取得に時間を要す	△
③敷地利用性	建物配置の容易性	◎：敷地条件の制限なし ○：敷地条件から一部制限あり △：敷地条件から制限あり	・敷地面積が広いため自由度が高い	◎ ・用途地域の敷地形状から一部制限あり	○
	駐車場の確保	◎：全て平面駐車場で確保可能 ○：一部立体駐車場で確保可能 △：敷地内に確保不可	・当該敷地で必要台数の確保が可能（平場：約 160 台） ※職員公用車用・ゆめはっと用：現状維持	◎ ・当該敷地及び現庁舎敷地の活用により、必要台数の確保が可能（平場：約 310 台） ※職員用：現状維持・ゆめはっと用：現庁舎敷地で約 220 台	◎
	日影の影響	◎：周辺に民家等がない ○：建設位置により影響なし △：日影の影響の回避が不可	・建設位置により、周辺への日影の影響なし	○ ・建設位置により、周辺への日影の影響なし	○
④まちづくり方針への適合性	上位・関連計画との整合性	◎：中心市街地活性化に寄与 ○：上位・関連計画と整合 △：上位・関連計画と不整合	・都市機能の集積として、国土利用計画及び都市計画マスタープランと整合 ・中心市街地活性化に向けたまちづくりに寄与	◎ ・都市機能の集積として、国土利用計画及び都市計画マスタープランと整合 ・中心市街地活性化に向けたまちづくりに寄与	◎
	自動車交通 ※H27 年度道路交通量センサスの混雑度より評価	◎：道路が混雑することなく、円滑に走行 ○：何時間も混雑が連續する可能性は小さい △：混雑する時間帯が加速度的に増加する可能性が高い	・隣接する県道（原町川俣線）の混雑度は 1.18 ・混雑度が 1.25 未満の場合は、道路が混雑する可能性のある時間帯が 1~2 時間あるものの、何時間も混雑が連續する可能性は小さく、新庁舎建設後も基本的に条件が変化しないため現状と変わらず	○ ・近接する県道（原町川俣線）の混雑度は 1.18 ・混雑度が 1.25 未満の場合は、道路が混雑する可能性のある時間帯が 1~2 時間あるものの、何時間も混雑が連續する可能性は小さく、新庁舎建設後も基本的に条件が変化しないため現状と変わらず	○
総括	評価結果	メリット	・民有地取得により、仮設庁舎が不要となり概算事業費が抑えられ、また北庁舎敷地と一体となり、建物配置や駐車場確保に関しても自由な設計が可能となります。	・民有地取得により、広大な敷地となり駐車場の確保が容易であり、来場者用駐車場の代替地面積を減少することが可能となり、また敷地中央に庁舎を配置することにより、駐車場から庁舎への距離を短縮することが可能となります。	
		デメリット	・民有地取得の可能性及びそれに要する時間が不確定要素となります。	・一部の来場者用駐車場の代替地確保や付替道路の整備が必要となるとともに、敷地中央に庁舎を配置する場合は用途地域の見直しが必要となります。 ・民有地取得の可能性及びそれに要する時間が不確定要素となります。	

## 第4章 新庁舎の規模想定

### 1 新庁舎に配置予定の組織等

新庁舎に配置予定の組織等として、行政組織、関係団体等及び市民開放について整理します。

#### (1) 行政組織の考え方

現庁舎における課題として、庁舎の分散配置による市民の利便性の低下が挙げられます。このことから、新庁舎の建設に当たり、この課題を解決するため、市民にとって利便性が良いワンストップサービス<sup>9</sup>を目指し、現在の本庁舎をはじめ西庁舎、東庁舎、南庁舎及び北庁舎の部署を想定し、次のとおり集約することとします。

#### <新庁舎へ配置予定部署>

部	課	
総務部（5課）	総務課	秘書課
	財政課	税務課
	情報政策課	
復興企画部（5課）	企画課	危機管理課
	環境回復推進課	新エネルギー推進課
	被災者支援・定住推進課	
市民生活部（4課）	市民課	生活環境課
	生涯学習課	スポーツ推進課
健康福祉部（4課）	社会福祉課	長寿福祉課
	子育て支援課	健康づくり課
経済部（4課）	農政課	農林整備課
	商工労政課	観光交流課
建設部（5課）	土木課	都市計画課
	建築住宅課	水道課
	下水道課	
会計課		
教育委員会事務局（4課）	教育総務課	学校教育課
	幼児教育課	文化財課
議会事務局		
選挙管理委員会事務局		
監査委員事務局		
農業委員会事務局		

※組織名称は、H30.4.1 現在による

<sup>9</sup> ワンストップサービス：ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境、場所のこと

## (2) 関係団体等の考え方

関係団体等の配置については、行政として必要な団体とし、特に市民の利便性の向上を図る団体、情報発信に寄与する団体等を配置します。

さらに、職員の福利厚生や市民も利用できる食堂、売店等の配置を検討します。

## (3) 市民開放の考え方

市民アンケートでは新庁舎にあるとよい機能として、市政情報等の発信閲覧スペースや展示スペースがあること、打合せやイベント等に利用できる多目的スペースが望まれています。

これらに加えて、新庁舎の基本理念で掲げた「市民が利用しやすい庁舎」を目指すため、市民が憩える空間、協働・交流の場を配置することを検討します。

# 2 新庁舎の各フロア構成の考え方

市民にやさしい庁舎とするため、市民の移動が極力少なく、効率の良いわかりやすい配置とします。主に、各フロア構成の基本的な考え方は以下のとおりとして、配置を検討します。

- ・低層階には、市民の利便性向上を図るため、各種申請手続き等の市民の利用が多い窓口や市民スペース等を配置します。
- ・中層階には、低層階配置以外で、窓口機能のある部署等を配置するとともに、セキュリティの確保、災害対策のためのサーバー等の重要設備を配置します。
- ・上層階には、災害対策の拠点機能を有する災害対策本部室（庁議室併用）や議会機能の議場、会議室及び執務室等を配置します。

階層	基本的な考え方	備考
上層階	<ul style="list-style-type: none"><li>・市長室、副市長室、災害対策本部室（庁議室併用）は、隣接配置</li><li>・政策決定に関する調整部署を中心に配置</li><li>・議会機能は格式を保ち、市民の利便性やセキュリティの確保を考慮し配置</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・会議室</li><li>・相談室</li><li>・打合せスペース</li><li>・休憩室</li><li>・警備員室</li><li>・更衣室</li><li>・給湯室</li><li>・トイレ</li><li>・書庫・倉庫</li><li>・階段</li><li>・エレベーター（エスカレーター等）</li><li>・機械室</li></ul>
中層階	<ul style="list-style-type: none"><li>・低層階配置以外の部署で、窓口機能のある部署を配置</li><li>・セキュリティの確保、災害対策のための、サーバー等の重要な設備や非常用設備等の配置</li></ul>	
低層階	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民の利便性確保の視点から、窓口機能を中心に市民の利用頻度の高い部署を配置</li><li>・市民が利用できるオープンフロアなどの配置</li></ul>	
その他共通事項		<ul style="list-style-type: none"><li>・市民利用空間と執務空間を区分した配置</li><li>・各階フロアに合せた会議室や保管スペースの配置</li></ul>

以上の考え方に基づき、新庁舎へ配置予定の部署は次のとおりとします。

なお、今後設計を進める中で市民の利便性や職員の事務効率の向上を図るため変更になる場合があります。

### ＜新庁舎への配置構成（案）＞

上層階	<ul style="list-style-type: none"><li>●市長・副市長室・災害対策本部室（庁議室併用）・応接室</li><li>【総務部】<ul style="list-style-type: none"><li>・秘書課・総務課・財政課・情報政策課</li></ul></li><li>【復興企画部】<ul style="list-style-type: none"><li>・企画課・危機管理課・環境回復推進課・新エネルギー推進課</li></ul></li><li>【議会関連】<ul style="list-style-type: none"><li>・議場・正副議長室・応接室・委員会室・事務局</li></ul></li><li>【委員会】<ul style="list-style-type: none"><li>・選挙管理委員会・監査委員事務局</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・会議室</li><li>・相談室</li><li>・打合せスペース</li><li>・休憩室</li><li>・警備員室</li><li>・更衣室</li><li>・給湯室</li><li>・トイレ</li><li>・書庫・倉庫</li><li>・階段</li><li>・エレベーター（エскаレーター等）</li><li>・機械室</li></ul>
中層階	<ul style="list-style-type: none"><li>【経済部】<ul style="list-style-type: none"><li>・農政課・農林整備課・商工労政課</li></ul></li><li>【建設部】<ul style="list-style-type: none"><li>・土木課・都市計画課・建築住宅課・水道課・下水道課</li></ul></li><li>【教育委員会】<ul style="list-style-type: none"><li>・教育長室・教育総務課・学校教育課・幼児教育課・文化財課</li></ul></li></ul>	
低層階	<ul style="list-style-type: none"><li>【窓口関係】<ul style="list-style-type: none"><li>・税務課・会計課・水道課（料金関係）</li></ul></li><li>【市民生活部】<ul style="list-style-type: none"><li>・市民課・生活環境課・生涯学習課・スポーツ推進課</li></ul></li><li>【健康福祉部】<ul style="list-style-type: none"><li>・社会福祉課・長寿福祉課・子育て支援課・健康づくり課</li></ul></li><li>【利便性向上】<ul style="list-style-type: none"><li>・観光交流課・農業委員会事務局・被災者支援・定住推進課</li></ul></li></ul>	
その他		<ul style="list-style-type: none"><li>・法務局サービスセンター・職員組合・記者クラブ・食堂・売店・A T M</li></ul>

### 3 将来人口及び職員数の想定と庁舎面積

#### (1) 庁舎規模の算定方法

庁舎の規模を算定する方法として、以下の方法等がありますが、本市においては、他自治体が用いている①の総務省による算定に基づいた面積で算定を行います。

①総務省（平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱）による算定（現在は起債制度の変更により要綱は廃止）

⇒広く他自治体で庁舎建設の面積算定に用いられている

②国土交通省（新宮一般庁舎面積算定基準）による算定

⇒主に各省の営繕事務の合理化・効率化のための基準

なお、当該基準に含まれていない機能（防災、福利厚生及び市民サービス関連機能等）の面積については加算します。

#### ＜各機能等の算定方法＞

##### (1) 事務室

換算職員数（職員数×換算率）×4.5 m<sup>2</sup>

##### (2) 倉庫

(1) 事務室面積×13%

##### (3) 会議室等

職員数×7.0 m<sup>2</sup>

##### (4) 玄関等（共用部）

(1) 事務室・(2) 倉庫・(3) 会議室等の合計×40%

##### (5) 車庫等

本庁にて直接使用する公用車数×25 m<sup>2</sup>

##### (6) 議会関係

議員定数×35 m<sup>2</sup>

以下については、算定基準に含まれない、加算する面積

##### (7) 防災関連機能

防災拠点として活用する面積

##### (8) 利便性向上機能

売店・A T Mなど利便性を求めた面積

##### (9) 市民活動機能

市民活動として活用する面積

##### (10) その他

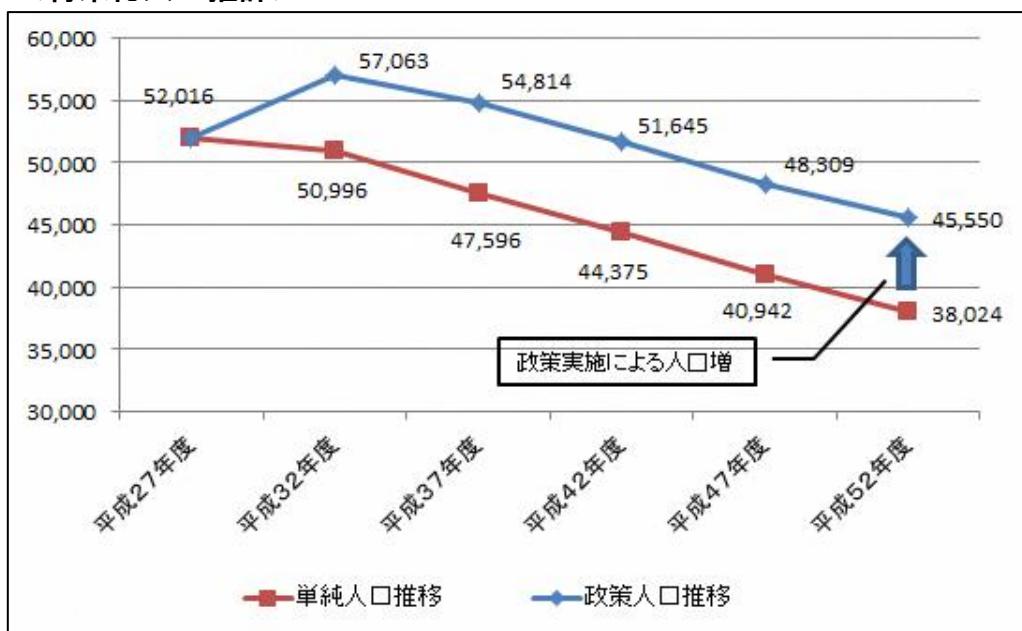
新庁舎へ配置する他団体等の面積

## (2) 人口推計

南相馬市の将来人口は、全国と同様に少子高齢化、人口減少の傾向で著しく減少していく見通しです。

平成 28 年 2 月に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の総人口の推計では、今後の人口減少対策を何も講じないと平成 52 年には 38,024 人と大きく減少するとされていますが、同戦略では「目指すべき将来の方向」として政策的に人口減少の対策を打ち出しており、その対策を実施することで平成 52 年には、45,550 人と推計しています。

＜将来総人口推計＞



資料：南相馬市まち・ひと・しごと創生総合戦略

## (3) 職員数の想定

### ①職員数の考え方

新庁舎の規模を想定するためには、事務室、倉庫、会議室等の執務室が主となるため、執務室に配置される職員数の想定が必要となります。

現在、本市においては東日本大震災の影響による復興事業の業務量が膨大であり、他自治体からの派遣を頂きながら事業を行っていることに加え、復興事業任期付職員も採用して事業を行っています。

しかしながら、平成 37 年度末の庁舎完成時には、復興事業が終了するものと考えられることから、派遣職員及び任期付職員を総数より除いた職員数により算定することとします。

## ②職員数の想定方法

上記のとおり、職員数は現組織で区役所機能を維持した場合の平成37年度末（将来総人口推計：54,814人）の職員数で想定します。

### ＜現組織で区役所機能を維持した場合の職員数＞

現在の組織で見直しを行わず、区役所機能を維持した場合の職員数で、人口減少に比例させた人数は下表のとおりとなります。

現組織で区役所機能を維持した場合の職員数での想定と庁舎面積

	平成22年度	平成29年度	平成37年度	平成52年度
人口	70,878人 (国勢調査人口)	62,236人 (住基人口)	54,814人 (推計人口)	45,550人 (推計人口)
職員数(病院除く)	1,100人	1,042人	917人	824人
本庁舎等勤務職員数	430人	485人	427人	355人
総務省算定基準	既存7,718m <sup>2</sup>	12,266m <sup>2</sup>	11,284 m <sup>2</sup>	10,066 m <sup>2</sup>
参考:国交省基準		13,356m <sup>2</sup>	12,897 m <sup>2</sup>	12,336 m <sup>2</sup>

※ 職員数は、正職員、嘱託職員、臨時職員で、派遣及び任期付は除く人数である。

## （4）基準には含まれない機能の面積加算

総務省算定基準には含まれない機能の面積加算の結果は、以下のとおりとなります。

### ＜総務省算定基準には含まれない機能の面積加算＞

機能（例示）	面積
防災、福利厚生及び市民サービス機能の面積	750 m <sup>2</sup>
○防災関連機能 ・本部会議室（平常時は会議室） ・仮眠等スペース ・自家発電設備 等	150 m <sup>2</sup>
○利便性向上機能 ・エントランス（待合所） ・個別相談室 ・売店・ATM配置 等	350 m <sup>2</sup>
○市民活動機能 ・市民活動スペース（市民利用ホール） ・食堂（喫茶店） ・市政情報・特産物展示フロア 等	250 m <sup>2</sup>
その他関係団体（組織）の集約面積	100 m <sup>2</sup>
・法務局サービスセンター ・記者クラブ ・職員組合 等	100 m <sup>2</sup>
合計	850 m <sup>2</sup>

## (5) 新庁舎の面積

以上より、平成37年度末の職員数（427人）での新庁舎の各機能の面積は、下表のとおりとなります。

### <新庁舎の面積>

区分	算定面積(m <sup>2</sup> )	算定基準等
総務省算定基準	(1)事務室	3,843.0 換算職員数(854人:職員数×換算率)×4.5m <sup>2</sup>
	(2)倉庫	499.6 事務室面積×13%
	(3)会議室等	2,989.0 職員数×7.0m <sup>2</sup>
	(4)玄関等(共用部)	2,932.6 各室面積(事務室+倉庫+会議室等)×40%
	(5)車庫等	250.0 本庁にて直接使用する公用車数(10台)×25m <sup>2</sup>
	(6)議会関係	770.0 議員定数(22人)×35m <sup>2</sup>
小計		11,284.2
付加機能	(7)防災関連機能	150.0 防災拠点として活用する面積
	(8)利便性向上機能	350.0 売店・ATMなど利便性を求めた面積
	(9)市民協働機能	250.0 市民活動として活用する面積
	(10)その他	100.0 新庁舎へ配置する他団体等の面積
	小計	850.0
合計		12,134.2
<b>⇒基本計画時点での必要面積を 12,000 m<sup>2</sup>程度 とします。</b>		

今後の社会情勢の変化や行政組織の見直しによる機能の集約等により、新庁舎の必要面積の見直しが必要となる場合には、柔軟に対応していきます。また、余剰面積が生じる場合は会議室、文書庫や市民利用の場等として、有効活用が図れるよう検討していきます。

### <参考>換算職員数の算出結果

区分	職員数	換算率	換算職員数
特別職・三役	3人	20.0	60人
部長・次長級	18人	9.0	162人
課長級	33人	5.0	165人
課長補佐・係長級	94人	2.0	188人
一般職員	279人	1.0	279人
小計(職員数)	427人		854人

## 4 駐車場の整備

現在の来庁者用駐車場確保状況及び公用車用駐車場の状況から、新庁舎における駐車場の必要台数を見込みます。

### (1) 駐車場の状況

現在、駐車場として確保している台数は下表のとおりです。

場所	用途	台数
1 本庁舎敷地（前庭）	来庁者	32台
2 本庁舎敷地（中庭）	来庁者	22台
	公用車	3台
3 北庁舎敷地（東側）	来庁者	27台
4 北庁舎敷地（西側）	公用車	52台・バス2台
5 北庁舎北側敷地	公用車	14台
小計		150台・バス2台
6 旧文化センター跡駐車場	公用車	15台・バス1台 (内リース車両11台)
小計		15台・バス1台
合計		165台・バス3台 (うち来庁者用：81台)

※その他として、ゆめはっと利用者駐車場として320台分あり

<現況図>



## (2) 駐車場の確保すべき必要台数

現在の来庁者用駐車場は、混雑時に駐車場が不足している状況であり、近隣のゆめはっと駐車場へ駐車するなど来庁者へ不便をきたしていることから、十分な駐車場の確保が出来るよう整備します。

今後、人口減少を想定し現在の確保台数同様の駐車台数 180 台分(公用車含む)の整備を計画します。なお、駐車場について十分な台数の確保が困難な場合については、立体駐車場等の整備を検討していきます。

また、公用車の電気自動車は充電が必要であることから、車庫に充電施設の配置も検討していきます。

### <駐車場の必要台数の算出>

#### 1 前提

他自治体で参考としている計算方法を用いて算出します。

- |                                     |                                   |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 1) 来庁者の設定（既往調査「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」） |                                   |
| ①窓口への来庁者                            | 人口 0.9%（既往調査より）                   |
| ②窓口以外への来庁者                          | 人口 0.6%（既往調査より）                   |
| ③本庁舎への乗用車利用割合                       | 想定 91.4%（市民アンケート結果より）             |
| ④本庁舎への来庁割合                          | 市内 70%（原町区の人口比率を参考 <sup>*</sup> ） |
| 3) 平成 37 年度将来総人口推計                  | 54,814 人                          |
| 4) 公用車必要台数                          | 80 台                              |

\*本市は各区役所があることから、原町区の市全体に占める人口比率  $(42,107\text{人})/60,694\text{人} \times 100 = 69.4\%$  (平成 30 年 10 月 31 日現在) を参考にして、本庁舎へ来庁する市民の割合を市全体の 70% と想定

#### 2 一日あたりの自動車利用の来庁者

- |         |  |
|---------|--|
| 1) 窓口部門 | 316 人 ( $54,814 \text{人} \times 0.9\% \times 91.4\% \times 70\%$ ) |
| 2) 窓口以外 | 211 人 ( $54,814 \text{人} \times 0.6\% \times 91.4\% \times 70\%$ ) |
| 3) 来庁者計 | 527 人  |

#### 3 必要駐車場台数

最大滞留人員の近似的算定法では、必要台数は利用総数と平均滞留時間から算定を行うとされています。

- |               |   |
|---------------|---|
| 1) 必要台数       | = 1 日当たり来庁者台数 (台/日) × 集中率 ( $\alpha$ )<br>× 平均滞留時間 (分/60) |
| ①集中率          | 30%   |
| ②窓口部門平均滞留時間   | 20 分 (想定)   |
| ③窓口以外平均滞留時間   | 60 分 (想定)   |
| 2) 窓口部門必要駐車台数 | $316 \text{人} \times 30\% \times 20 / 60$ 台               |
| 3) 窓口以外必要駐車台数 | $211 \text{人} \times 30\% \times 60 / 60$ 台               |
| 4) 公用車用必要駐車台数 | 80 台  |
| 5) 駐車場必要台数    | 176 台 ≈ 180 台   |

# 第5章 新庁舎の敷地利用方針

## 1 敷地利用方針

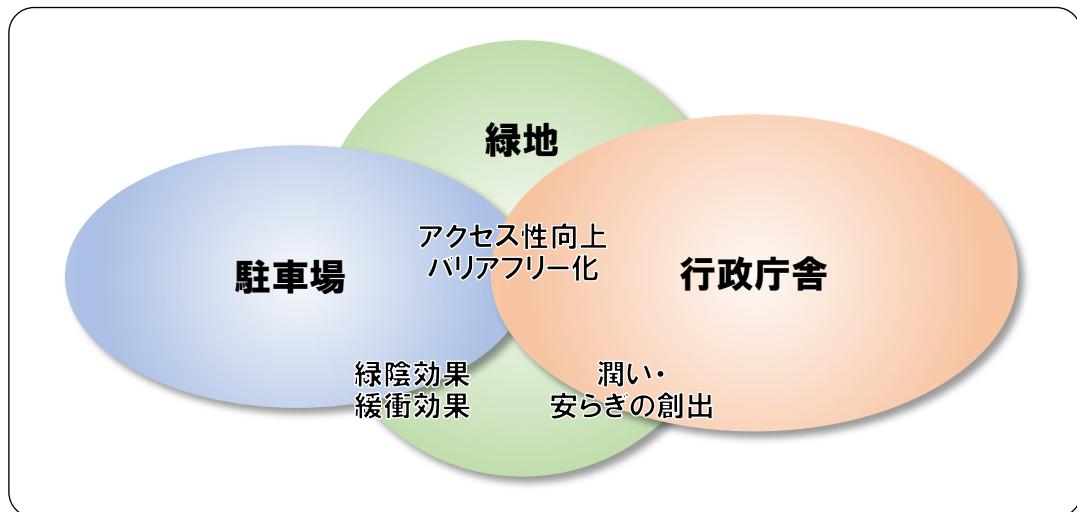
### (1) 敷地利用の基本的な方針

#### ①敷地の基本的構成

敷地内には、行政庁舎の建物を主として、来庁者のための駐車場を確保するとともに、来庁者や市民が利用できる緑地を設置します。

敷地内は、この3つの構成要素を基本として、これらが機能的に連携し、安全で潤いのある空間を創出します。

#### ＜敷地の基本的構成＞



#### ②敷地の配置方針

敷地の基本的構成に基づく、敷地の配置方針は以下のとおりです。

- ・新庁舎については、誰もがアクセスしやすく利用しやすいことを基本として、バリアフリー化を図りながら、来庁者の動線に配慮して配置します。また、近隣への日影の影響や道路との接続性を考慮して配置します。
- ・駐車場（駐輪場を含む）については、自動車、自転車、歩行者による安全でスムーズな交通動線を確保するとともに、来庁者用と公用車の動線及びスペースを分離して配置します。
- ・緑地については、自動車動線に配慮して、安全・安心な空間を敷地内に適切に配置します。また、敷地内は緑化を行い、うるおいや安らぎのある空間を創出するとともに、環境負荷の低減を図ります。

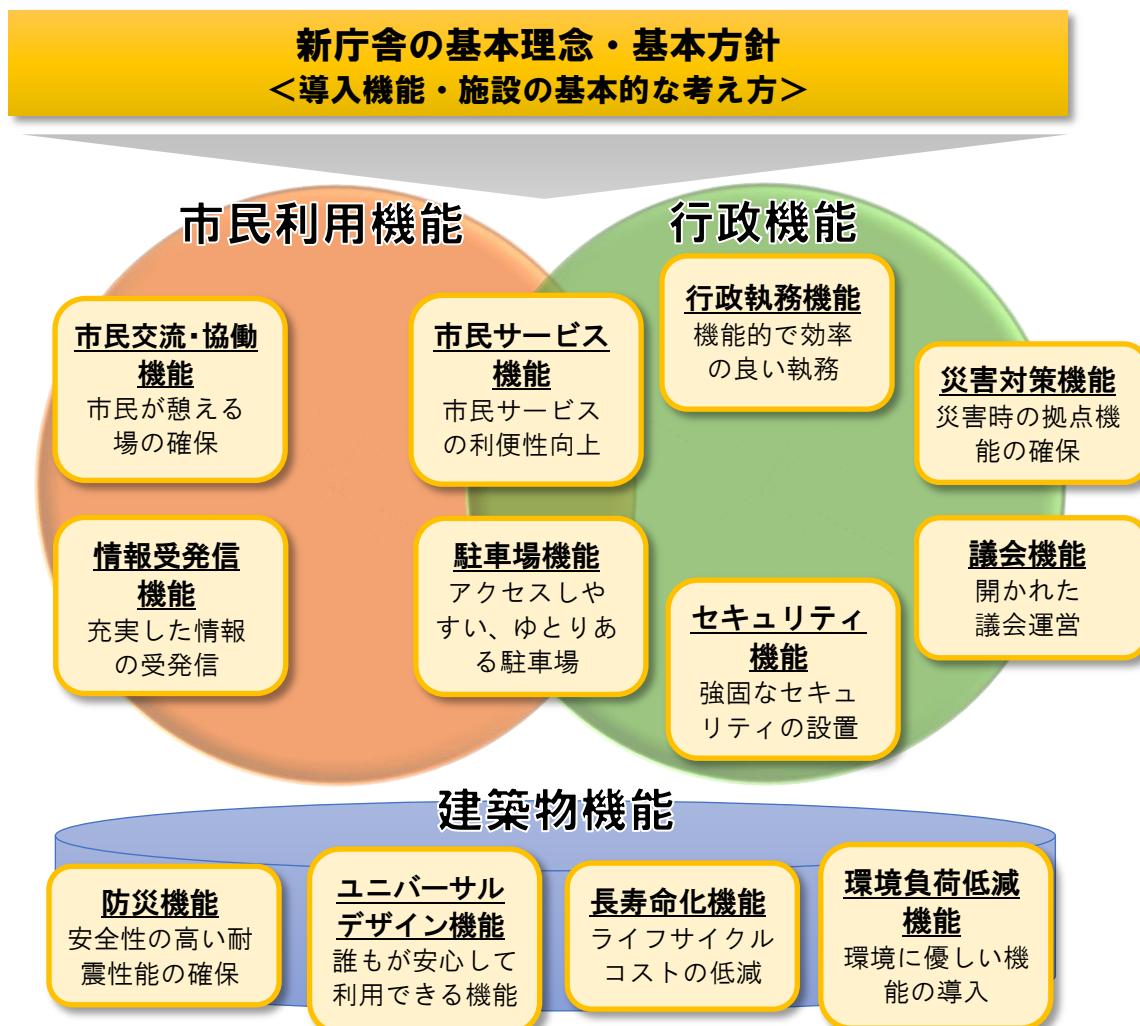
# 第6章 新庁舎施設・機能計画

## 1 新庁舎施設・機能計画の考え方

新庁舎施設・機能計画は、新庁舎の基本理念・基本方針に基づき設定した導入機能・施設の基本的な考え方を踏まえて、以下のとおり整理を行い、大きく「市民利用機能」、「行政機能」、「建築物機能」の3つによる構成を基本とします。なお、各機能の細部については、設計の段階において利用者等の意見を踏まえながら検討していきます。

- ・市民利用機能は、市民サービスの利便性の向上とともに、市民活動や市民と行政との協働を促す環境づくりに向けて、市民への行政・まちづくりの情報受発信や市民交流・協働の場等の機能を確保します。
- ・行政機能は、充実した行政サービスの提供に向けて、機能的な行政運営が行えるとともに、災害対策の強化やセキュリティの確保等を備えた機能を確保します。
- ・建築物機能については、環境に優しく、災害に対して安全で、誰もが安心して利用できるとともに、建築物として長寿命化に配慮した機能を確保します。

＜新庁舎施設・機能計画の各機能＞



## 2 新庁舎施設・機能の方針

### (1) 市民利用機能の基本的な方針

#### ①市民サービス機能

- ・市民の各種手続きに当たって利便性の高い市民サービスを提供するため、市民サービス窓口機能となる総合案内所について、来庁者の動線を考慮して、分かりやすい場所への設置を検討します。また、一連の手続きに関するワンストップ対応の導入について検討します。
- ・プライバシーを考慮して、様々な相談に対応できるように個室型の個別相談室等の設置を検討します。



総合案内所（福島市役所）



個別相談室（相馬市役所）

- ・市民アンケート結果等を踏まえて、市民ニーズが高く利便性が高い機能・設備として、売店やATM、食堂、喫茶店等の導入を検討します。
- ・乳幼児連れでも気軽に来庁できるように、子育て関連の課を同フロアに集約して利便性を高めるとともに、同フロアや市民利用の多いフロア内に授乳室や子どもの一時預かり場所（キッズスペース）等の設置を検討します。



食堂（福島市役所）



キッズルーム（田村市役所）

#### ②情報受発信機能

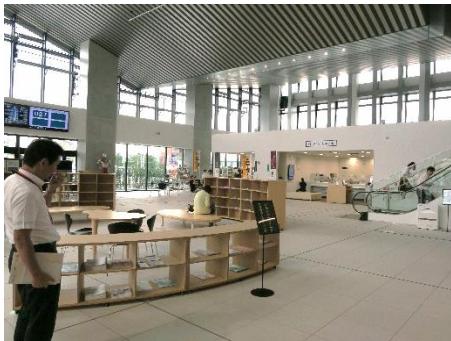
- ・来庁者に分かりやすく、見やすい位置において、行政資料の閲覧や情報端末の操作等ができる市政情報スペース等の確保を検討します。
- ・市民及び様々な機会で訪れる来庁者に広く本市の魅力を発信するため、電子掲示板等を活用して観光資源や特産物等の情報発信を行う、展示スペース等の確保を検討します。



インフォメーションコーナー（須賀川市役所）

### ③市民交流・協働機能

- ・市民を気軽に迎え入れ、明るく開放的なエントランスロビーを確保するとともに、ゆとりある待合スペース等の配置を検討します。
- ・市民が多目的に利用できる市民活動スペース（市民利用ホール）等の配置を検討して、市民の様々な活動や、交流・協働の場等となる空間の確保に努めます。



みんなのスクエア（須賀川市役所）



フリースペース（福島市役所）

### ④駐車場機能

- ・自動車や公共交通によりアクセスしやすい施設整備に向けて、ゆとりある駐車場や駐輪場の整備、安全で快適なバス停の設置や安全な歩行者動線の確保について検討します。
- ・車いす使用者や妊婦、乳幼児連れの利用者の駐車スペースは、出入口に近接して配置し、玄関へのスムーズなアプローチとひさしの設置を検討します。
- ・駐車場は緑化や環境に配慮した整備を行うとともに、自動車のアクセス性や渋滞対策に対応した整備を検討します。

## （2）行政機能の基本的な方針

### ①行政執務機能

- ・行政組織及び新庁舎のフロア構成に応じて行政執務スペースを適切に確保します。
- ・執務スペースは、来庁者の分かりやすさに配慮して通路から各課が一望できるとともに、各課間のコミュニケーションが取りやすくなるように、間仕切りのないオープンな構成を検討します。
- ・ＩＣＴ機能が有効活用できる執務スペースとして、電気やネットワークの配線を床面に収納できるフリーアクセスフロア<sup>10</sup>の採用を検討します。



オープンフロア（福島市役所）

<sup>10</sup> フリーアクセスフロア：OAフロアともいい、床の上にネットワーク配線等のための一定の高さの空間をとり、その上に別の床を設け二重化したこと

- ・利用しやすい会議室とするため、様々な用途や人数に対応できるように、遮音性のある可動間仕切りを用いるなど必要に応じて規模を変更できる仕様について検討します。
- ・日常的な打合せや来庁者応対等に対応するため、小会議室や打合せスペースの各階への配置を検討します。
- ・各階の必要性に応じて、作業室、書庫・倉庫、更衣室等の適切なスペースの確保を検討します。

## ②災害対策機能

- ・災害時の電力確保に向けて自家発電設備や非常用蓄電池を設けるとともに、雨水利用やろ過機の常備等により給水機能の多重化を図るなど、ライフラインのバックアップ機能の強化について検討します。
- ・災害時に最新情報を収集し、広く市民等に情報提供や避難誘導等を行うため、防災情報システムや情報通信設備等の機器・設備を設置して、災害対策本部機能を備えた会議室を確保します。なお、施設の効率的活用の観点から、平時は会議室等で利用できるように計画します。また、災害対応時の健康維持に配慮した機能の整備について検討します。

## ③セキュリティ機能

- ・来庁者に開放するスペースを確保する一方で、庁舎内をエリア区分してセキュリティを確保し、個人情報等を保護します。
- ・各エリアに応じた強固なセキュリティ対策として、防犯カメラの設置等について検討します。



防犯カメラ（福島市役所）

## ④議会機能

- ・市民に開かれた適切な規模の議場を設けます。また、議席や傍聴席等については、傍聴しやすい配置として、ユニバーサルデザインの考え方の下で、車いす用のスペースを十分確保するなど誰もが気軽に訪れることができる施設として整備します。
- ・長期的な視点により、適切な面積を確保し、委員会室等の必要な諸室・諸機能を整備します。



議場（田村市役所）



議会図書室（相馬市役所）

### (3) 建築物機能の基本的な方針

#### ①防災機能

- ・新庁舎は、災害時の拠点として行政及び災害対策機能が維持できる安全性を確保することが求められるため、国土交通省が定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、最高レベルの耐震安全性能（構造体：I類、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類）を確保します。
- ・台風等の暴風に対する安全性を確保するため、風圧力や振動に対する構造耐力を備えます。
- ・火災対策として消防車等の緊急車両が庁舎の多方向からアクセスできるようなレイアウトについて検討します。



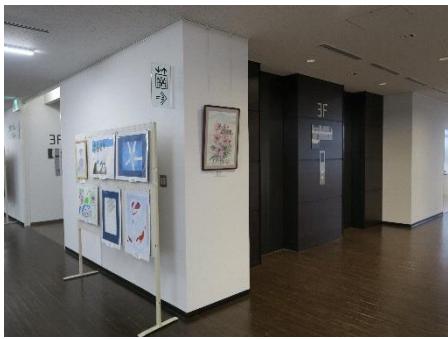
免震構造（福島市役所）

#### <耐震安全性の分類及び目標>

項目	分類	目標
構造体	I類 特に構造体の耐震性能の向上を図るべき施設	大地震動後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。（重要度係数：1.5）
建築非構造部材	A類	大地震後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、または危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。

#### ②ユニバーサルデザイン機能

- ・誰もが安心して快適に利用できる施設として、エレベーター等を設置するとともに、段差がないことやラバー式の屋内誘導路の導入などバリアフリー化されたフロアを検討します。
- ・利用者や目的に応じた高さの窓口カウンターや、文字の大きさ・色彩に配慮した案内表示方法等を採用して、誰にも分かりやすく利用しやすい施設・設備を検討します。
- ・車いす利用者、乳幼児連れの方等でも快適に利用できるように、各階への多目的トイレや、子育て関連フロアへの子ども用便器の設置を検討します。



エレベーター（相馬市役所）



屋内誘導路（福島市役所）

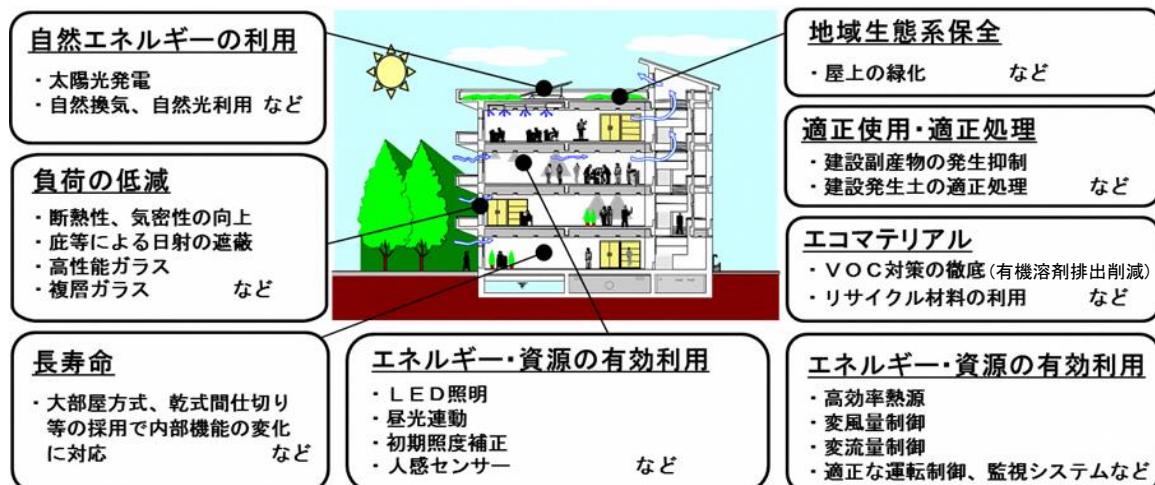
### ③長寿命化機能

- ・建物本体の耐用年数を長くするため、高強度・高耐久性のコンクリートの活用を検討します。
- ・施設の維持管理や修繕・更新、点検、清掃が容易となるような建築部材や設備機器等の採用を検討し、ライフサイクルコストの低減を図ります。
- ・管理しやすく、更新容易な設備として、庁舎内の配線、配管ルートや設備関係室についても、更新等に備えたスペースの確保を検討します。

### ④環境負荷低減機能

- ・南相馬市環境未来都市計画を掲げている本市としては、国土交通省が定める「官庁施設の環境保全性基準」に基づくグリーン庁舎<sup>11</sup>を目指し、自然エネルギーを積極的に活用するため、自然採光や通風、雨水利用、太陽光発電等について検討します。
- ・省エネ対策として、低消費で長寿命の省エネ機器や内外装材に断熱性の優れた建具やガラス等の採用を検討します。
- ・周辺環境と調和するとともに、機能性を優先した庁舎デザインを検討します。

### ＜環境負荷低減に配慮した官庁施設（グリーン庁舎）＞



資料：国土交通省

<sup>11</sup> グリーン庁舎：建築物の計画から建設、運用、廃棄にいたるまでのライフサイクルを通じた環境負荷の低減に配慮し、我が国の建築分野における環境保全対策の模範となる官庁施設

## 第7章 事業計画

### 1 概算事業費

概算事業費の算出に当たり、新庁舎の建設単価は、県内他自治体の事例を参考にするとともに、今後の消費税増税及び人件費・物価上昇等を見込み、「560千円/m<sup>2</sup>」を参考単価として設定します。

上記の設定に基づくと概算事業費は下表のとおりとなり、約76億円前後と想定します。今後建設場所が決定し、事業上必要となる項目が決定する中で、概算事業費の精査を行います。

また、基本設計等における事業費の積算に当たっては、効率的・効果的なコストの縮減を図るものとします。

＜概算事業費の内訳＞

項目	金額
本体建設費用（設計含む）	約67億円
解体費用（本庁舎・西庁舎・東庁舎）	約5億円
駐車場整備費用（立体駐車場整備の場合）	約4億円
合計	約76億円

### 2 建設費の財源

新庁舎建設には膨大な費用が必要となることから、できるだけ市の財政に配慮した財源確保に努めています。

主な財源としては、平成28年度に創設した「庁舎建設基金」で、毎年度一定額の積み立てを行っていきます。さらに、合併特例債<sup>12</sup>を最も有効な財源として活用します。

＜財源の構成＞

項目	金額
庁舎建設基金	約20億円
合併特例債 (うち約39億円を国が負担〔交付税措置〕)	約56億円
合計	約76億円

<sup>12</sup> 合併特例債：合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業に要する経費について、その財源として借り入れることができる地方債のこと

充当できるのは対象事業費のおおむね95%、更にその元利償還金の70%が普通交付税で措置される

### 3 事業手法

事業手法については、設計及び施工段階において透明性・客観性を確保し、高い品質を求めることが可能な方法であるとともに、事業費の縮減や事業スケジュールの短縮等を図ることが可能な方法について検討します。

なお、地域振興に寄与し地域の活性化につながるよう、地元企業の参画について配慮します。

#### ＜事業手法の事例＞

事業手法	①設計・施工分離発注方式 (従来方式)	②設計・施工一括発注方式 (DB <sup>13</sup> 方式)	③民間資金等活用方式 (PFI <sup>14</sup> 方式)
概要	基本設計・実施設計を設計会社、工事を施工会社にそれぞれ発注する方式。公共事業では最も一般的な方式。	設計及び施工を一括して発注する方式。主に基本設計を設計会社に発注した後、実施設計と工事を一括して、施工会社に発注する。	設計・施工・維持管理の全ての業務について、民間事業者が設立する特別目的会社(SPC <sup>15</sup> )に一括して発注する方式。
業務発注先	基本設計 設計会社	設計会社	設計会社・施工会社・維持管理会社からなる特別目的会社(SPC)
	実施設計 施工会社	施工会社 (建設共同企業体等)	
	工事 市(委託)	市(委託)	
	維持管理		
	資金調達 公共	公共	民間

### 4 事業スケジュール

事業スケジュールは建設場所の特性に応じて、本体工事・解体工事・外構関連工事等について標準的なスケジュールを基本として検討します。

また、基本設計等を進める中で、事業手法の創意工夫等により事業スケジュールの短縮について検討します。

なお、東京オリンピック等の建設需要増加により物価上昇が見込まれていることから、事業推進に当たっては発注時期を見極めながら、最も有利な合併特例債が活用可能な時期までに達成できるように検討します。

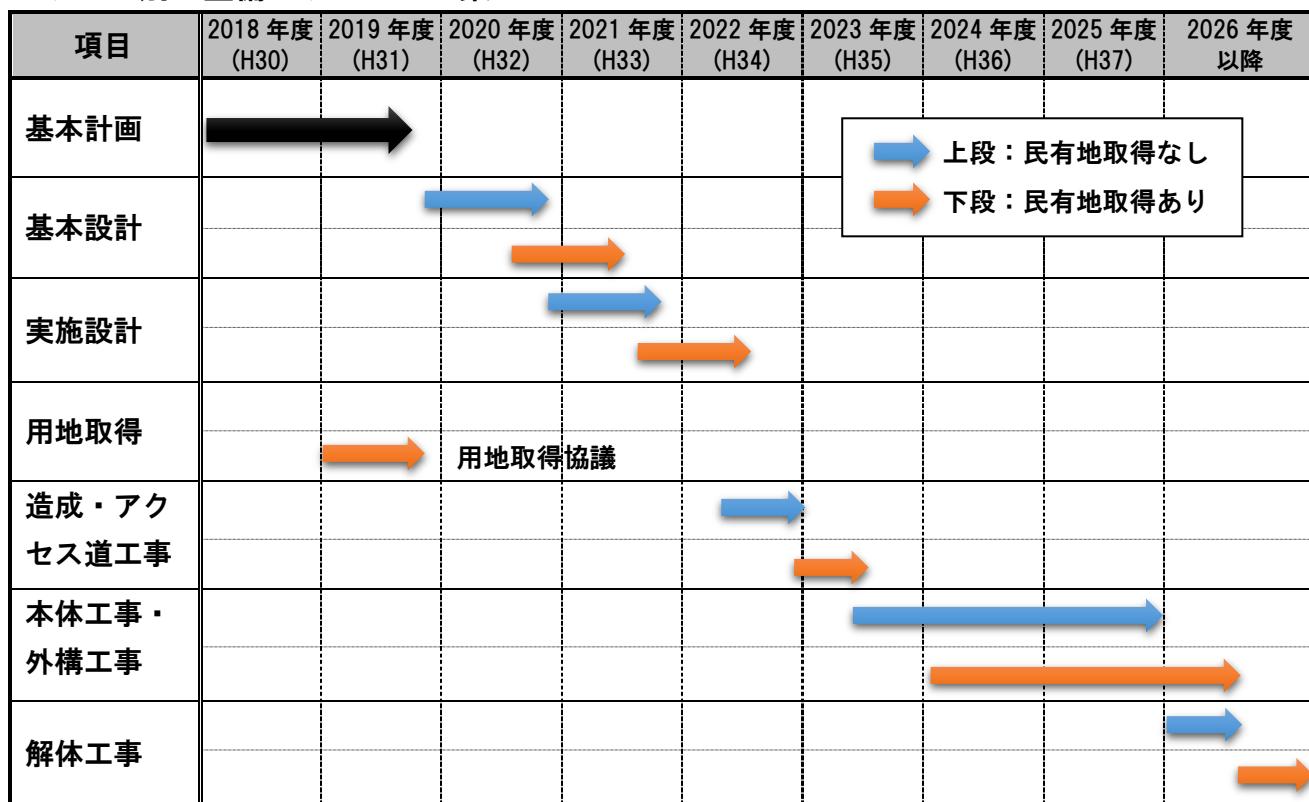
<sup>13</sup> DB : Design-Build の略 設計と施工を一括発注・実施すること

<sup>14</sup> PFI : Private Finance Initiative の略 民間の資金及び経営能力・技術力（ノウハウ）を活用して公共施設等の社会資本を整備し、公共サービスを提供する手法

<sup>15</sup> SPC : Special Purpose Company の略 特定の事業を行うことのみを目的として設立する会社

なお、解体を含めた関連工事の標準的なスケジュールは概ね以下のとおりとなります。

#### ＜ケース別の整備スケジュール案＞



※整備スケジュール案は目安であり、建設場所その他条件によって変動する可能性あり

(駐車場整備が解体工事後となる場合あり)

## 5 既存施設の利活用

新庁舎建設により機能が移転され利用されなくなる施設については、既存建物の状況等を考慮しながら市全体の公共施設等の見直し、配置の最適化、効率化を図るための公共施設等総合管理計画に基づき、売払い、貸付、他の公共施設としての再利用など様々な手法について検討します。

## 付属資料

### 1 南相馬市新庁舎建設基本計画策定市民検討委員会の概要

#### (1) 市民検討委員会等の開催経緯

回 数	開催日	項 目
第1回会議	H30.6.12(火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・委嘱状交付</li><li>・基本計画について</li><li>・基本計画策定スケジュールについて</li><li>・市民アンケート（案）の実施について</li></ul>
第2回会議	H30.7.5(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・新庁舎建設の必要性及び基本理念等について</li><li>・市民意見の反映について</li><li>・市有地について</li></ul>
第3回視察	H30.7.25(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・田村市役所（地上4階建・免震構造）</li><li>・福島市役所（地上10階建・免震構造）</li><li>・参加者：15名（委員：11名）</li></ul>
第4回会議	H30.8.6(月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本理念等の修正について</li><li>・アンケート中間報告について</li><li>・建設場所の検討について</li></ul>
第5回会議	H30.8.21(火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・アンケートの結果報告について</li><li>・建設場所の候補地について</li></ul>
第6回会議	H30.9.27(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本計画（中間素案）について</li><li>・建設場所の検討について</li></ul>
市民説明会	H30.10.11(木) ～15(月)(4日)	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民アンケートの結果</li><li>・基本計画（中間素案）</li><li>・市内3ヶ所 4回開催 参加者：計66名</li></ul>
第7回会議	H30.10.30(火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民説明会時における意見要望についての結果報告</li><li>・建設場所の検討について</li></ul>
第8回会議	H30.11.21(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・建設場所の検討について</li></ul>
第9回会議	H31.1.9(水)	<ul style="list-style-type: none"><li>・庁舎施設、機能計画について</li><li>・建設場所の検討について</li></ul>
第10回会議	H31.2.5(火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本計画（素案）について</li></ul>
第11回会議	H31.3.19(火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・基本計画（素案）について</li><li>・市長報告</li></ul>

## (2) 委員名簿

(委嘱期間：H30. 6. 12～H31. 3. 19)

※順不同

氏名	所属	役職等
川崎 興太	福島大学共生システム理工学類 准教授	委員長
青田 由幸	南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会 会長	副委員長
道中内 好信	小高区行政区長連合会 泉沢行政区長	
大悲山 仁	鹿島区行政区長会 三行政区長	
本間 健一	原町区区長連絡協議会 西町行政区長	
廣瀬 要人	南相馬市社会福祉協議会 常務理事	
太田 秀明	南相馬消防署 副署長	
伏見 順栄	南相馬市消防団 原町区団副区団長	
遠藤 充洋	原町商工会議所 副会頭	
高橋 真	南相馬観光協会 事務局長	委嘱期間 (～H31. 1. 8)
鈴木 清重	南相馬観光協会 会長	委嘱期間 (H31. 1. 9～)
森岡 和人	原町青年会議所 直前理事長	
今野 秀幸	南相馬市小中学校PTA連絡協議会 会長	
星 ちづ子	鹿島商工会女性部（女性団体）部長	
廣畠 裕子	おだかふらっとほーむ（市民活動）代表	
高橋 荘平	えこえね南相馬研究機構（市民活動）代表理事	
佐藤 美緒	キューイピーズ（子育て団体） 代表	
佐藤 晃大	公募市民	
齋藤 瑞津	公募市民	

